

国立大学法人山口大学 危機管理基本マニュアル

平成28年4月
国立大学法人山口大学

目 次

	頁
第1章 国立大学法人山口大学危機管理体制の確立	
第1節 総則	
1 目的	1
2 危機管理の基本方針	1
3 定義	1
4 対象とする危機の範囲	1
5 基本マニュアルと個別マニュアルとの関係	2
第2節 危機管理組織	
1 平常時における危機管理	3
2 各部局等における危機管理	4
第3節 予防・事前対策	
1 連絡体制網の整備	4
2 予防・事前対策	4
第2章 危機発生時の対応	
第1節 危機発生情報の連絡	
1 危機発生情報連絡の心得	6
2 危機情報の連絡手順	6
第2節 危機対策	
1 対応部局等	7
2 関係機関との連絡	8
3 対策の実施	8
4 事態の終息	8
第3節 全学的な対応が必要な緊急・非常事態の発生	
1 危機管理対策本部	8
2 現地対策本部	13
3 対策の実施	13
4 事態の終息	13
第4節 報道機関対応等	
1 危機発生時の広報活動	13
2 緊急記者会見	14
第3章 個別マニュアル等の整備	
第1節 個別マニュアルの策定	
1 実施事項	14
2 策定の手順・方法	14

資料編

資料1	国立大学法人山口大学危機管理指針	17
資料2	国立大学法人山口大学危機管理委員会規則	20
資料3	国立大学法人山口大学危機管理対策本部規則	22
資料4	国立大学法人山口大学における危機管理に係る規則等の体系	25
資料5	各部局の危機管理マニュアル等一覧	28
資料6	国立大学法人における時間外緊急連絡網	30
資料7	各地区緊急避難場所マップ	31
資料8	緊急時の関係機関連絡先等一覧	38
資料9	基本対応の流れ	39
	(1) 不審者の侵入	
	(2) 電話等による爆破予告・威力業務妨害	
	(3) 学生に係わる事件・事故	
	(4) 職員に係わる事件・事故	
	(5) 新型インフルエンザの発生	
資料10	防災マップ	44

第1章 国立大学法人山口大学危機管理体制の確立

第1節 総則

1 目的

国立大学法人山口大学危機管理基本マニュアル（以下「基本マニュアル」という。）は、自然災害や人為災害など大学運営において発生するあらゆる危機に対して、本法人が組織としてどのように対応すべきかについて、特に緊急・応急の対策における基本的な方針を示したものである。

2 危機管理の基本方針

- (1) 本法人の職員、学生等及び本法人を訪れる外来者の生命及び身体の安全を図る。
- (2) 本法人の財産の保全及び情報セキュリティの確保を図る。
- (3) 本法人の土地、建物その他工作物及び設備の防護，復旧に万全を期する。
- (4) 本法人の信頼性の確保を図る。

3 定義

基本マニュアルで用いる主な用語の定義は次による。

(1) 「危機」

自然災害及び人為的原因による災害，金融資産価値の下落等で本法人の職員及び学生等の生命若しくは身体又は本法人の財産，名誉若しくは組織の存続に重大な被害が生じ，又は生ずる恐れがある緊急の事象及び状態をいう。

(2) 「危機管理」

危機が生じた際にどのような対応をすべきか，組織を指導し，管理する調整された活動をいう。

「危機管理」には，危機の発見，評価・分析，目標設定，予防対策，事前準備，緊急時及び終息(回復)時の対応がある。

(3) 「危機対策」

危機発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置，現状の把握並びに危機発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。

4 対象とする危機の範囲

(1) 事象・状態による分類

区 分	具体的 な 内容
①自然災害	・地震，風水害，その他自然現象による災害

②重大事故	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な火災又は爆発事故で多数の死者又は行方不明者を伴うもの ・ライフラインに係る事故で職員等に重大な影響を与えるもの ・危険物，毒劇物の大量流失又は忘失事故・事件
③重大事件等	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な争乱，テロ等で人的被害又は物的被害が生じ，若しくは生ずるおそれのある事故 ・その他重大な人的又は物的被害が生じ，若しくは生じるおそれのある事件
④健康危機	<ul style="list-style-type: none"> ・致死率又は感染力が高い重篤な感染症（新型インフルエンザを含む。）の発生 ・大規模な集団食中毒の発生 ・毒劇物の混入，化学剤，生物剤による集団健康被害の発生 ・その他原因不明の健康被害の拡大
⑤大学施設内での災害，事故等	<ul style="list-style-type: none"> ・設備安全管理上の重大な事故 ・不審者侵入，不審物等によって重大な人的被害が生じ，又は生じるおそれがあるもの ・その他施設内で人的被害が生じ，又は生じるおそれがある災害，事故等

（２）大学におけるリスク分類

①運営リスク	建物・設備の滅失，中核職員の離職，教育・研究及び病院の診療ができなくなるなど大学運営に関して生ずるリスク
②法規制上のリスク	労働安全衛生，環境保護，労働者の権利擁護など大学が遵守すべき法令や規制上のリスク
③財務的リスク	施設の滅失，財産の盗難，著作権の侵害，金融資産の価値下落など大学の資産に対するリスク
④大学の社会的名声にかかわるリスク	受験者の減少，競争的資金獲得状況の低下，職員・学生による不祥事など社会の大学に対する評価の低下によるリスク
⑤科学技術上のリスク	サーバダウン，研究成果の流出，電子記録改ざんなど情報通信をはじめとする科学技術分野のリスク

５ 基本マニュアルと個別マニュアルとの関係

（１）基本マニュアルは，本法人全体の危機管理の枠組みであり，個別マニュアルは，個別の危機に関して具体的な対応策を示すもの，又は各部局等（学部，研究科，全学教育研究施設，時間学研究所，大学評価室，地域未来創生センター，山口市研究センター，医学部附属病院，教育学部附属学校及び事務局（内部監査室を含む。以下同じ。）をいう。以下同じ。）における具体的な対応策を示すものであ

る。

資料4「国立大学法人山口大学における危機管理に係る規則等の体系」

資料5「各部局等の個別マニュアル等一覧」を参照

- (2) 既に、個別マニュアルで管理されている危機については、そのマニュアルに従い、各部局等が危機管理を進める。
- (3) 見逃されていた危機や対策不十分な危機が発生し、又は発生する恐れがある場合には、当該担当部局等が基本マニュアル等を参考にしながら、対応策を講じるとともに、順次、個別マニュアルの整備を進める。
- (4) 防災等に関する全学的な管理体制については、別途定め、これにより対処するものとする。
- (5) 化学物質（毒劇物等）に関する全学的な管理体制については、別途定め、これにより対処するものとする。
- (6) 医学部附属病院における入院患者及び外来者の安全確保等については、別途医学部附属病院が定める個別マニュアル等に基づき対処するものとする。
- (7) 既存の個別マニュアルと基本マニュアルとの間において、一致しない事項については、当面個別マニュアルによってこれを処理するものとし、暫時変更していくものとする。

第2節 危機管理組織

1 平常時における危機管理

- (1) 学長は、平常時から、全学的な危機管理を統括するとともに、次に掲げる事項について必要な措置を講ずるものとする。

平常時の危機管理に関する全学的な連絡調整等の組織として危機管理委員会を置く。

(表1) 学長，理事，副学長の役割

	危機管理担当役割	担当部署
学長	最高責任者	総務部総務課，学長室
理事・副学長（総務企画担当）	総括	総務部総務課 総務部広報課
理事・副学長（人事労務担当） （地域連携担当）	法務・人事労務関係	総務部総務課 総務部人事課
	地域連携関係	企画戦略部地域連携課

理事・副学長(財務施設担当)	財務施設関係	財務部財務課 施設環境部施設企画課
理事・副学長(教育学生担当)	教育学生関係	学生支援部教育支援課
理事・副学長(学術研究担当)	学術研究関係	学術研究部研究推進課
副学長(学術情報担当)	学術情報関係	情報環境部学術情報課
副学長(大学評価担当)	大学評価関係	企画戦略部企画・評価課
副学長(国際連携担当)	国際連携関係	企画戦略部国際企画課
副学長(病院担当)	病院関係	医学部総務課

(2) 役割

- ① 危機情報の収集とその分析
- ② 想定される危機の洗い出し、評価と優先順位付け
- ③ 順位付けた危機への対応策の検討、立案、実施
- ④ 危機管理指針の見直し
- ⑤ 危機管理基本マニュアルの見直し、学内周知
- ⑥ 役員、職員及び学生への教育・訓練の実施
- ⑦ 大学を取り巻く危機動向の把握や報告
- ⑧ 危機管理対策本部の組織体制、活動内容、意思決定方法の策定
- ⑨ 危機管理対策本部の設置時における場所の確保、備品、通信機器の準備

2 各部局等における危機管理

各部局等は、日常における段階から、それぞれの所掌について、危機の洗い出し、分析・評価を行い、重要度等を勘案して、個別マニュアル等を整備するなどして計画的に危機管理を進め、危機の発生の準備又はその防止に努めるものとする。

第3節 予防・事前対策

1 連絡体制網の整備

情報収集及び連絡は危機発生時における対策の要であることから、各部局等においては、情報連絡網を適宜整備するとともに、人事異動等があった場合は、その都度更新し、常に最新の連絡体制を確立しておくものとする。

2 予防・事前対策

(1) 施設等の管理

- ① 学生及び職員は、自ら使用し、又は管理する施設設備の使用に関して、善良なる管理者の注意義務を負う。
 - ② 各施設の管理責任者は、入構のためのドアの暗証番号を定期的又は必要により変更する。
 - ③ 各部屋の施錠鍵は、各人が責任を持って厳重に保管管理を行う。
- (2) 廊下及び屋外の設置物品の排除
- ① 廊下の物品は、室内へ移動するとともに、不用物品は指定された時期に廃棄する。
 - ② 保管すべき場所以外に一時留置せざるを得ない物品は、施錠・封印等の措置をとる。
 - ③ 職員は、所掌区域の定期的な共同巡回等を行い、適正な措置に努める。
- (3) 不審者等の入構阻止又は排除
- ① 施設への不審者の侵入を防ぐため、職員及び学生は、指定された名札等（ICカードを含む。）・身分証の携帯を義務付ける。
 - ② 職員及び学生は、施設内で不審な行動をする者又は見かけない人物を発見したときは、警備員・守衛所及び当該施設を管理する部署又は総務部総務課等へ通報する。
- (4) 緊急連絡網の所持
- ① 各部局等は、緊急連絡網を整備し、職員は、緊急時に自宅、大学、その他の場所で即応できるよう、緊急連絡用の名簿等を所持するなど必要な体制を整備する。
- (5) 緊急避難場所
- ① 各部局等は、あらかじめ避難場所等を定める。
 - ② 各自が避難又は避難誘導するときは、身近な階段を使用して先ず屋外に退出し、次いで各部局等が定めた避難場所に集合の上、指示を待つ。なお、退出の際、エレベーターは使用しない。
 - ③ 各部局等が定めた避難場所への避難が危険な場合は、さらに遠隔な避難場所に避難し、後刻集合場所の連絡を待つ。
- (6) 防災等訓練
- ① 学長及び部局等の長は、地震、火災、爆発、入試妨害などの危機に対して、本学の学生及び職員が一体となって行動できるよう、適宜な想定の下に防災等の訓練を実施する。
なお、大学評価室、地域未来創生センター及び山口学研究センターについては、事務局と一体となって訓練を実施する。
 - ② 学長及び部局（事務局を除く、学部、研究科、全学教育研究施設、時間学研究所、大学評価室、地域未来創生センター、山口学研究センター、医学部附属病院及び教育学部附属学校をいう。以下同じ。）の長は、防災等の訓練実績を点検評価し、危機管理体制の在り方、対応マニュアルの見直しなどの改善を図る。

第2章 危機発生時の対応

第1節 危機発生情報の連絡

1 危機発生情報連絡の心得（巧遅より拙速を優先）

（1）連絡者及び報告を受ける側の基本的な心構え

① 連絡者

危機という非常事態の発生時においては、続報を待っていていわゆる「5W1H」を完全に備えた巧遅な報告にこだわると、危機対応において肝心の初動対応に重大な遅れを生じるおそれがあるため、断片情報をそのまま速報し、詳細は追加情報として報告することが重要である。

② 報告を受ける側の心構え

対応の初動確保に必要な第1報の報告を受ける者は、連絡者に対して完璧な報告を追求したり、要求してしまうと、ともすれば連絡者が萎縮し、情報伝達の遅れや報告漏れを招くおそれがあることから、十分に留意する。

（2）連絡事項等

① 発見時に確認した内容は、第1報として速やかに伝達する。

② 危機発生情報はいわゆる「5W1H」で把握することとなるが、一部不明瞭な項目があっても知り得た情報の範囲内で、取り急ぎ第1報として行い、以下下記の順位に情報を収集し報告を行う。

【優先・報告順位】

- | | | |
|--------|-----------------|-----------|
| 報告順位 1 | 「WHAT（何が起こったか）」 | （最優先報告内容） |
| 〃 2 | 「WHO（誰が）」 | |
| 〃 3 | 「WHEN（何時）」 | |
| 〃 4 | 「WHERE（どこで）」 | |
| 〃 5 | 「WHY（なぜ）」 | |
| 〃 6 | 「HOW（どのようにして）」 | |

③ 覚知した内容が、緊急・非常事態に該当するか否か判断に迷った場合は、まず、緊急・非常事態とみなし、対応する。

2 危機情報の連絡手順

（1）危機の発生時において、その発見者又は情報を入手した者（以下「発見者」という。）は、その危機の事象又は発生場所が自らの所掌する事務、事業、施設等であるか否かを問わず、直ちに所属長（部局の長又は室長、課長若しくは事務長）に報告し、報告を受けた所属長は直ちに関係各部局等に連絡をとるなど必要な措置をとる。

なお、発見者の判断で、緊急を要すると思った場合は、警察署・消防署等の関

係機関に通報し、支援を要請する。

また、所属長は、通報が必要な場合は、自らの判断で、警察署・消防署等の関係機関に通報等を行う。

- (2) 危機の発生が休日・時間外である場合、発見者は「資料5 国立大学法人山口大学における時間外緊急連絡網」及び部局等内における連絡網により迅速に通報する。

なお、連絡先の者が不在の場合は、下位の代理者へ直接連絡すること。

- (3) 部局の管理下において発生した危機の連絡は、当該部局のほかに、法人本部（事務局）の対応部署へも連絡する。

- (4) 対応各部局等は、総務部総務課へも連絡する。

第2節 危機対策

1 対応各部局等

- (1) 法人本部（事務局）

事務局における対応部署は、以下のとおりとする。

(表2) 法人本部(事務局)における対応部署

	危機内容	対応部署
学内発生	① 自然災害，不審者侵入，盗難，個人情報漏えい，事件・事故に関わるもの	総務部総務課
	② 火災，薬品・毒劇物の忘失に関わるもの	財務部財務課
	③ 施設破損・異常等，施設・設備に関わるもの	施設環境部施設企画課
	④ 職員に関わるもの	総務部人事課
	⑤ 学生に関わるもの	学生支援部学生支援課
	⑥ その他	総務部総務課
学外発生	① 職員に関わるもの	総務部人事課
	② 学生に関わるもの	学生支援部学生支援課
	③ その他	総務部総務課

- (2) 部局における対応

部局における対応は、危機発生場所の土地、建物及び工作物を管理又は職員・学生が所属する部局等とする。

- (3) 関係部署への連絡及び参集体制

- ① 部局の対応部署は、関係部署との連携を図る。
 なお、対応部署が不明な場合は、第1報を受けた部署が初期対応を行い、その後、関係部署との連携を図るものとする。
- ② 休日・時間外に発生した場合、対応部署は、課長等の判断で、必要に応じて部署の職員を緊急招集する。

2 関係機関との連絡

連携が必要な機関等へ適宜連絡するものとする。
 (資料8 「緊急時の関係機関等一覧」参照。)

3 対策の実施

各部局等が定めた個別マニュアル等に基づき、対策を実施する。

4 事態の終息

各危機対応各部局等は、対処状況について、時系列で記録・整理し、文書化するとともに、措置の内容等の分析・評価を行い、再発防止策等を検討、実施する。

第3節 全学的な対応が必要な緊急・非常事態の発生

1 危機管理対策本部

(1) 危機管理対策本部の設置

本法人の運営において、甚大な被害が生じ、かつ、社会的影響が大きく、極めて緊急な対応の必要性があり、全学的に的確かつ迅速に対処する必要があると学長が判断した場合には、国立大学法人山口大学危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(2) 組織

- ① 対策本部が設置される場合は、速やかに組織の編成を行う。

(表3) 危機管理対策本部の組織

本部員	担当(班)	担当部署
学長	本部長(最高責任者)	総務部総務課, 学長室
理事・副学長 (総務企画担当)	副本部長(本部長の補佐)	総務部総務課
	総括・渉外・報道機関対応班	総務部総務課 総務部広報課
理事・副学長 (人事労務担当) (地域連携担当)	法務・職員対応班	総務部総務課 総務部人事課

	地域対応班	企画戦略部地域連携課
理事・副学長（財務施設担当）	財務・施設対応班	財務部財務課 施設環境部施設企画課
理事・副学長（教育学生担当）	学生・留学生対応班	学生支援部教育支援課 学生支援部学生支援課
理事・副学長（学術研究担当）	学内情報収集班	学術研究部研究推進課 学術研究部産学連携課
副学長（学術情報担当）	情報通信対応班	情報環境部学術情報課
副学長（大学評価担当）	学外情報収集班	内部監査室 企画戦略部企画・評価課
副学長（国際連携担当）	海外対応班	企画戦略部国際企画課
副学長（病院担当）	医療班	医学部総務課
保健管理センター所長		保健管理センター

② 対策本部設置時における各対応班の担当部署は、あらかじめ、参集要員を指名しておくものとする。

（表4）「危機管理対策本部移行図」

（表5）「危機管理対策本部指揮命令系統図」参照

（3）対策本部設置の周知

① 大学 web ページ又は学内連絡手段（メール、館内一斉放送等）で伝達

② 情報通信機器が使用できない場合は、掲示板等への掲示により行う。

（4）参集体制等

① 本部員及び参集要員は、対策本部の設置が発動された場合は、時間内外時に関わらず、速やかに対策本部に参集する。

② 休日・時間外時において、自然災害等が発生した場合は、まず、本人及びその家族の安否の確認と安全を確保した後、速やかに参集するものとする。

③ やむを得ず、直ちに参集できない場合は、安否の確認のため、所属部署へ連絡を行い、課長等の指示を受ける。

（5）対策本部の業務

① 危機の情報収集及び情報分析

② 危機において必要な対策の決定及び実施

③ 職員及び学生等への危機に関する情報提供

④ 当該危機に係る関係機関との連絡調整

⑤ 当該危機に関する報道機関等への情報提供

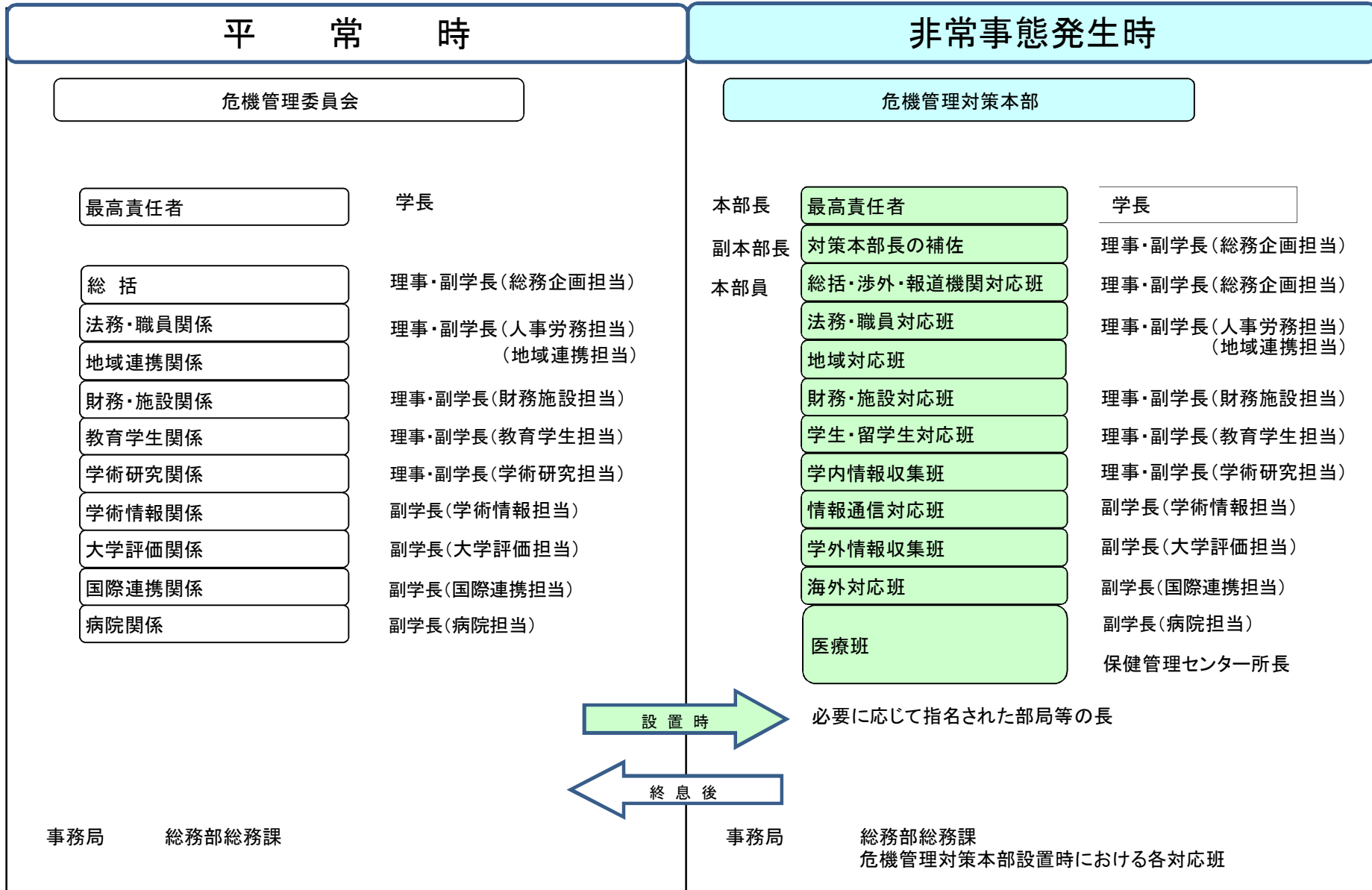
⑥ 現地対策本部との連携

⑦ その他危機への対応に関し必要な事項

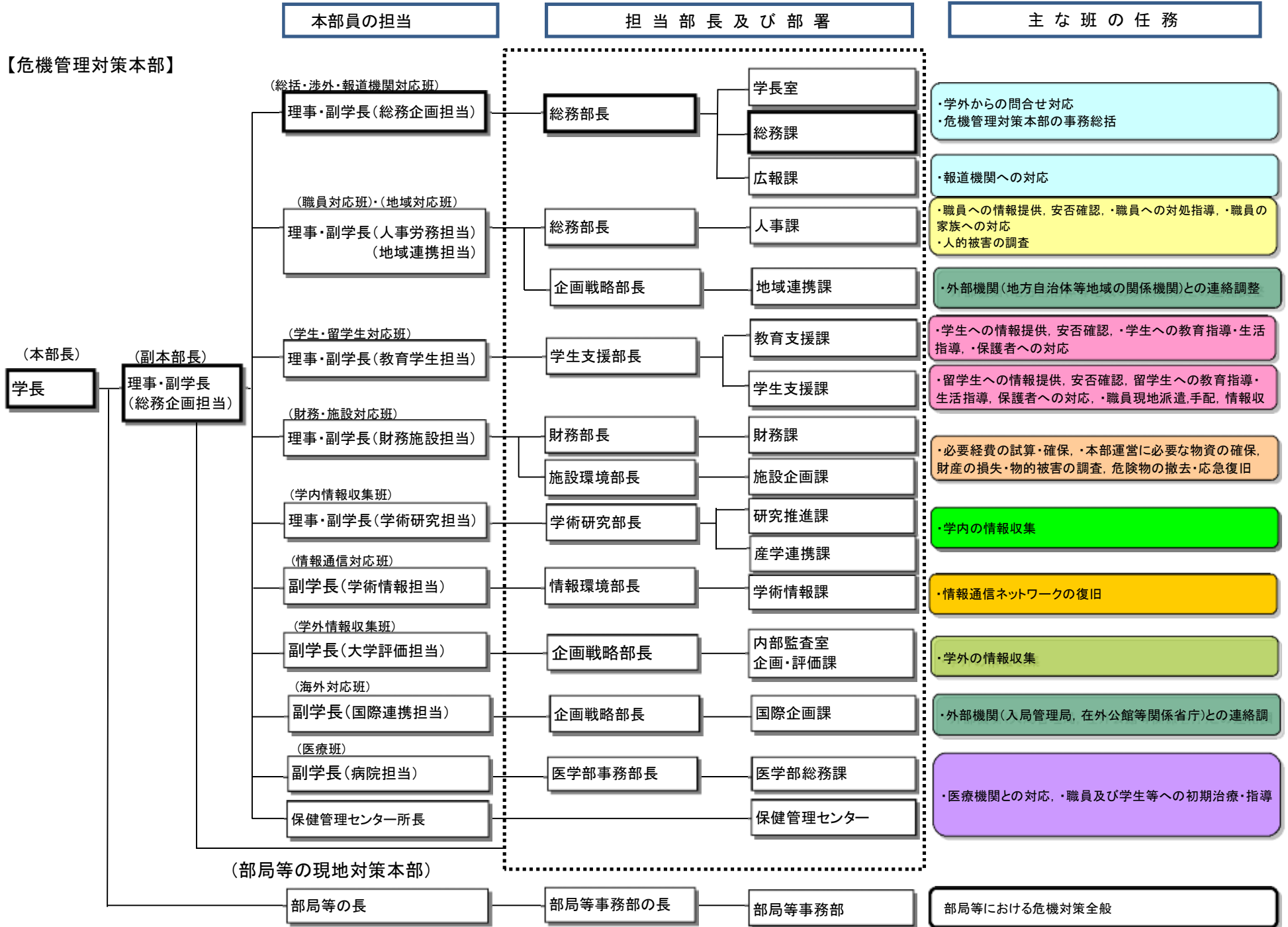
(6) 対策本部設置場所

事務局1号館4階特別大会議室を対策本部とする。やむを得ず、設置できない場合は、学内の適切な場所に設置するものとし、学内に設置できない場合は、危機対策が可能な場所に設置する。

(表4) 危機管理対策本部移行図



(表5) 危機管理対策本部指揮命令系統図



2 現地対策本部

- (1) 常盤地区、小串地区及び教育学部各附属学校地区において、緊急・非常事態が発生した場合においては、各地区に現地対策本部を設置し、事態の収拾に当たるものとする。
なお、吉田地区においては、対策本部が設置された場合は、必要に応じて各部局の長を本部長とする危機管理対策室等の組織編成を行い、対策本部と協働して事態の収拾に当たるものとする。
- (2) 現地対策本部長は、法人本部（教育学部各附属学校地区にあっては、教育学部に連絡。）に対応状況について逐次連絡するとともに、必要に応じて学長の判断を得るものとする。
- (3) 情報通信網の遮断により、法人本部との連絡ができない状況の場合においては、現地対策本部長の判断により、個別マニュアル等により対応策を講じるものとし、情報通信等が回復し法人本部との連絡が可能となった後、速やかに学長に報告するものとする。

3 対策の実施

関係機関、各部局等との連携を図り、危機対策を実施する。

4 事態の終息

- (1) 対策本部の解散
 - ① 本部長の事態終息の宣言をもって危機管理対策本部は解散する。
 - ② 対策本部が解散された場合は、設置時に行った方法等により、関係者へ連絡するものとする。
- (2) 対応状況の整理
 - ① 対策本部の各班及び部局は、各々が行った対処状況について、時系列で記録・整理し、総務部総務課へ提出するものとする。
 - ② 総務部総務課は、報告に基づき、全体の取りまとめを行う。
- (3) 対応状況の分析・評価
終息後、発生原因について分析を行うとともに、対処状況について評価を行った上で、再発防止策等を検討する。

第4節 報道機関対応等

1 危機発生時の広報活動

(1) 目的

本法人において危機が発生した場合に、発生事象の事実関係、本法人の緊急対応内容・方針、今後の見通しなどについて、いち早く法人関係者及び地域住民に情報提供することによって、被害拡大、二次被害などへの不安感を解消するとと

もに、本法人における社会的信頼を維持することを目的とする。

(2) 広報手段

① 報道機関への資料提供

迅速・広範囲な周知が可能であり、緊急時の広報手段として、また、社会的な信用を維持するためこれを積極的に活用する。

② 大学ホームページ

本法人が主体的に提供内容・タイミングを考慮できるため、報道機関を利用した広報と併用する。

2 緊急記者会見

緊急記者会見は、報道機関への効率的・効果的な対応、発信内容のばらつきの解消等の効用があるため、必要に応じて開催する。

(1) 開催する局面

① 報道機関から集中して取材申し込みがあった場合又は想定される場合

② 社会的関心が高く、本法人に関係する重大な事件・事故・被害等が発生した場合

③ 本法人の管理責任が問われる職員及び学生等の死傷が発生した場合

④ その他、学長が必要と判断する場合

(2) 開催のタイミング

緊急対応の体制が整い、本法人が事実関係を把握して、公式情報として示すことができるようになった以降、可能な限り早期の段階とする。

第3章 個別マニュアル等の整備

第1節 個別マニュアルの策定

1 実施事項

(1) 策定

部局の各危機管理担当部署は、関係する部署と協議・調整の上、必要に応じて個別マニュアルの策定を行う。

(2) 定期的な見直し

部局の各危機管理担当部署は、常に本法人を取り巻く環境の変化に対応できるよう個別マニュアルの見直しを行う。

個別の危機に関連する法令等の改訂、危機終息時の分析・評価で不足・不備が判明した場合は、原則として見直しを行う。

(3) 部局の各危機管理担当部署は、策定し、又は改訂した個別マニュアルを総務部総務課に提出する。

2 策定の手順・方法

(1) 策定実態の把握

個別マニュアルを効率よく整備するため、各部署又は部局でどのような個別マニュアルが策定されているかを把握する必要がある。

(2) 策定方針の決定

個別マニュアルの策定が必要と判断された場合、「どのような種類のマニュアルが必要とされるか」を検討し、策定方針を決定する。

(3) 問題点の把握と課題の設定

現状レベルを把握して危機対策の見直しを行う場合には、問題点の把握と解決策を得るための課題の設定を行い、その対策に力点を置いたものとする。

(4) 「誰が、何を、何時、どういう手順で行うか」という具体的な実施事項とその手順が明らかになるように、各項目の検討・決定すべき事項を抽出し十分協議の上、策定する。

資 料 編

国立大学法人山口大学危機管理指針

平成16年12月15日規則第285号

改正	平成18年 9月26日規則第140号	平成21年 7月21日規則第 69号
	平成22年 5月26日規則第 72号	平成22年 6月 9日規則第 90号
	平成23年 3月31日規則第 44号	平成25年 3月29日規則第 49号
	平成26年 2月21日規則第 9号	平成26年 3月25日規則第 63号
	平成27年 3月24日規則第101号	平成27年12月 9日規則第278号

(目的)

第1 この指針は、国立大学法人山口大学（以下「本法人」という。）における自然災害及び人為的原因による災害等の危機の防止及び発生時の対応に関し必要な事項を定め、もって本法人の危機管理を総合的かつ計画的に推進し、教育研究活動の実施を確保することを目的とする。

(定義)

第2 この指針において、次の用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「職員、学生等」とは、本法人の役員及び職員並びに学生、生徒、児童、園児及び附属病院の患者並びに本法人において業務を行うことが認められている者をいう。
- (2) 「危機」とは、火災、災害、テロ、重篤な感染症等の発生やその他の重大な事件又は事故により、職員、学生等の生命若しくは身体又は本学の財産若しくは名誉に重大な被害が発生し、又は発生するおそれがある緊急の事象及び状態をいう。
- (3) 「危機管理」とは、想定される危機に対する体制及び対応策等を検討し、措置を講ずるとともに、危機発生時においては、原因及び状況の把握、分析並びにその危機によってもたらされる事態を想定することにより、被害及び影響を最小限に抑制するために対応することをいう。
- (4) 「部局等」とは、学部、研究科、全学教育研究施設、時間学研究所、大学評価室、地域未来創生センター、山口学研究センター、医学部附属病院、教育学部附属学校及び事務局（内部監査室を含む。）をいう。

(危機管理の基本原則)

第3 危機管理は、次の基本原則に従って行わなければならない。

- (1) 本法人の職員、学生等及び本法人を訪れる外来者の生命及び身体の安全を図ること。
- (2) 本法人の財産の保全及び情報セキュリティの確保を図ること。
- (3) 本法人の土地、建物その他工作物及び設備の防護、復旧に万全を期すること。
- (4) 本法人の信頼性の確保を図ること。

(学長の責務)

第4 学長は、本法人全体の危機管理に関し総括するとともに、理事、副学長（理事である者を除く。以下同じ。）及び部局等の長（事務局にあつては、総務企画の業務を掌理する理事。以下同じ。）を指揮監督する。

(理事及び副学長の責務)

第5 理事及び副学長は、学長を補佐し、それぞれの掌理する業務に関わる危機管理体制の充実を図らなければならない。

(部局等の長の責務)

第6 部局等の長は、当該部局における危機管理を統括し、全学的な危機管理体制と連携を図りつつ、当該部局の危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(職員の責務)

第7 職員は、一致協力して危機管理に当たるとともに、学長、理事、副学長及び部局等の長が実施する危機管理に関する措置に従わなければならない。

(危機管理委員会)

第8 学長は、本法人における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会を設置する。

2 危機管理委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(連絡及び非常招集)

第9 職員は、危機情報を察知したときは、迅速に理事、副学長又は部局等の長に連絡しなければならない。

2 理事、副学長及び部局等の長は、危機が発生したとき又はそのおそれがあるときは、学長に報告するとともに、その規模及び程度に応じて、関係職員を非常招集しなければならない。

3 前2項の連絡及び非常招集の方法等は、別に定める。

(危機管理対策本部)

第10 学長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合で、特に必要があると認めるときは、危機管理を総合的に推進するため、危機管理対策本部を設置する。

2 危機管理対策本部に関し必要な事項は、別に定める。

(関係機関との連携)

第11 本法人は、危機管理が総合的かつ有機的に実施されるよう、平素から関係行政機関、地方公共団体等と密接な連携を図るものとする。

(雑則)

第12 この指針に定めるもののほか、危機管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 記

この指針は、平成16年12月15日から実施する。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 記

この指針は、平成21年7月21日から実施する。

附 記

この指針は、平成22年5月26日から実施し、この指針による改正後の国立大学法人山口大学危機管理指針の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 記

この指針は、平成22年6月9日から実施し、この指針による改正後の国立大学法人山口大学危機管理指針の規定は、平成22年5月1日から適用する。

附 記

この指針は、平成23年4月1日から実施する。

附 記

この指針は、平成25年4月1日から実施する。

附 記

この指針は、平成26年2月21日から実施する。

附 記

この指針は、平成26年4月1日から実施する。

附 記

この指針は、平成27年4月1日から実施する。

附 記

この指針は、平成27年12月9日から実施する。

国立大学法人山口大学危機管理委員会規則

平成26年 2月21日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学危機管理指針(平成16年規則第285号。)第8第2項の規定に基づき、国立大学法人山口大学危機管理委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 全学的な危機管理体制に関すること。
- (2) 危機管理に関する基本方針に関すること。
- (3) 危機管理に関する教育及び訓練に関すること。
- (4) 事業継続計画に関すること。
- (5) その他危機管理に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 理事
- (3) 副学長(理事である者を除く。)
- (4) その他委員長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員会に副委員長を置き、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

2 前項の部会に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第 8 条 委員会に関する事務は、総務部総務課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年2月21日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に選出される第3条第4号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

国立大学法人山口大学危機管理対策本部規則

平成26年2月21日規則第 11号

改正 平成27年3月24日規則第102号 平成27年12月9日規則第278号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人山口大学危機管理指針（平成16年規則第285号。）第10第2項の規定に基づき、国立大学法人山口大学危機管理対策本部（以下「対策本部」という。）に関し、必要な事項を定める。

(設置場所)

第2条 対策本部は、原則として事務局棟に設置するものとする。ただし、事務局棟に設置することができない場合は、状況に応じて他の場所に設置するものとする。

(組織)

- 第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - 3 副本部長は、総務企画の業務を掌理する理事をもって充て、本部長を補佐する。
 - 4 本部員は、総務企画の業務を掌理する理事以外の理事、副学長（理事である者を除く。）及び保健管理センター所長とし、本部長が必要と認める場合は、本部員以外の者を本部員として加えることができる。
 - 5 対策本部は、その危機への対処に当たり、役員会、経営協議会及び教育研究評議会の関係会議等（以下「役員会等」という。）の審議を含め、本学の学内規則等により必要とされる手続き（以下「必要手続」という。）を省略することができる。
 - 6 前項の規定により必要手続を省略した場合には、対策本部は危機への対応状況を役員会等へ報告しなければならない。
 - 7 本部長が不在の場合の本部長代行者については、別表のとおりとする。

(本部員及び職員の義務)

- 第4条 本部員は、本部長の指揮の下に、迅速に対応し、被害を最小限に抑えることに努めなければならない。
- 2 職員は、対策本部の指示に従わなければならない。

(業務)

第5条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 当該危機の情報収集及び情報分析
- (2) 当該危機への必要な対策の決定及び実施
- (3) 職員及び学生等への当該危機に関する情報提供
- (4) 当該危機に係る関係機関との連絡調整
- (5) 当該危機に関する報道機関等への情報提供
- (6) 第6条第1項に定める組織との連携

(7) その他危機への対応に関し必要な事項

(現地対策本部)

第6条 部局（各学部，各研究科，全学教育研究施設，時間学研究所，大学評価室，地域未来創生センター，山口学研究センター，医学部附属病院及び教育学部各附属学校をいう。以下同じ。）の長は，当該部局において重大な危機が発生し，又は発生する恐れがある場合において，危機対策を講じる必要があると判断する場合又は学長が当該部局の長に対し設置を指示した場合は，当該部局に危機管理対策組織（以下「現地対策本部」という。）を設置するものとする。

2 部局の長は，現地対策本部を設置したときは，遅滞なく学長に報告するとともに，その内容，対策方針及び対策状況について，随時学長に報告するものとする。この場合において，学長は，当該危機が本法人に甚大な影響を及ぼすものと判断するときは，対策本部を設置し，全学的な対応を行うものとする。

3 部局の長は，当該部局のみに関わる危機であっても，全学的に対応すべきものと判断する場合は，学長に対し対策本部の設置を申し出ることができるものとする。

4 部局の長は，あらかじめ当該部局所属の職員に対して現地対策本部の組織及び業務並びに連絡体制等必要な事項を周知しておくものとする。

(解散)

第7条 対策本部又は現地対策本部は，本部長又は部局の長が当該危機の終息を宣言したときに解散するものとする。

(庶務)

第8条 対策本部に関する庶務は，関係部局等の協力を得て総務部総務課において処理する。

附 則

- 1 この規則は，平成26年2月21日から施行する。
- 2 国立大学法人山口大学危機管理対策本部設置要項は，廃止する。

附 則

この規則は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成27年12月9日から施行する。

別表（第 3 条関係）

順位	代行者となる者
1	総務企画の業務を掌理する理事
2	教育学生の業務を掌理する理事
3	人事労務の業務を掌理する理事
4	財務施設の業務を掌理する理事
5	学術研究の業務を掌理する理事

国立大学法人山口大学における危機管理に係る規則等の体系

資料 4

リスクの分類	発生要因別	国立大学法人山口大学の対応			対応全学委員会等	担当部署	
		規則	細則・要項・内規・申合せ	個別マニュアル等			
危機		危機管理指針		危機管理基本マニュアル	危機管理委員会／ 危機管理対策本部	総務部総務課	
		危機管理委員会規則					
		危機管理対策本部規則					
運営リスク	地震			危機管理基本マニュアル 事業継続計画			
	風水害(台風)			危機管理基本マニュアル			
	防犯(不審者)			危機管理基本マニュアル			
	その他			危機管理基本マニュアル			
法規制上のリスク (業務に関するもの)	法令の遵守	公益通報取扱規則			窓口等	総務部総務課	
		組換えDNA実験安全管理規則			組換えDNA実験安全委員会	学術研究部研究推進課	
		研究成果有体物取扱規則					
		放射線障害予防規程			放射線安全管理委員会		
		放射線安全管理委員会規則					
		国際規制物資の管理に関する規則					
		病原体等安全管理規則			バイオセーフティ委員会		
		動物使用に関する規則			動物使用委員会		
		人を対象とする医学系研究に関する規則			倫理審査委員会		
		ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規則					
		教育学部核燃料物質計量管理規則					教育学部
		理学部核燃料物質計量管理規則				理学部	
		理学部放射線障害予防委員会規則			理学部放射線障害予防委員会		
		医学部核燃料物質計量管理規則				医学部	
		医学部放射線障害予防規程			医学部放射線障害予防委員会		
		工学部核燃料物質計量管理規則				工学部	
		工学部放射線障害予防委員会規則			工学部放射線障害予防委員会		
		農学部核燃料物質計量管理規則				農学部	
		共同獣医学部核燃料物質計量管理規則					
		共同獣医学部放射線障害予防委員会規則			共同獣医学部放射線障害予防委員会	共同獣医学部	
	共同獣医学部附属動物医療センター放射線障害予防規定			共同獣医学部附属動物医療センター放射線障害予防委員会			
	総合科学実験センターシステム生物学・RI分析施設放射線障害予防規程			総合科学実験センターシステム生物学・RI分析施設放射線障害予防委員会	学術研究部研究推進課		
	交通事故(構内)の問題						
危	入試業務の問題	入学者選抜実施規則		入試危機管理マニュアル 公開説明会危機管理	実施本部	学生支援部入試課	
					試験場本部		
					入試委員会		
労働業務 (危険・有害)の問題		職員労働安全衛生管理規則			労働安全衛生委員会	総務部人事課安全衛生対策室	
		労働安全衛生委員会規則					
		役員災害補償規則					総務部人事課
		職員災害補償規則					

リスクの分類	発生要因別	国立大学法人山口大学の対応			対応全学委員会等	担当部署	
		規則	細則・要項・内規・申合せ	個別マニュアル等			
機	環境保護の問題	施設環境委員会規則			施設環境委員会	施設環境部施設企画課	
		環境マネジメントに関する規則			環境マネジメント対策推進会議		
			特定建築物環境衛生管理要項				
		排水処理規則				学術研究部研究推進課	
			無機系廃液取扱要項				
			有機系廃液取扱要項				
			写真廃液取扱要項				
		放射性有機廃液廃棄規則					
	財務的リスク (施設・資産等)	火災・爆発	防火規則			消防団	財務部財務課
		施設の管理	自家用電気工作物保安規程	自家用電気工作物保安規程施行細則			施設環境部施設企画課
			高圧ガス危害予防規程				
				廃棄物集積場管理運営要項			
		有害物質等	化学物質安全管理規則			化学物質安全管理委員会	総務部人事課
		知的財産の管理	知的財産ポリシー			知的財産審査委員会	学術研究部産学連携課
			職務発明等規則				
		職務発明等に係る知的財産に対する補償金等に関する規則					
		公的資金による研究から得られた知的財産権の通常実施権の許諾に関する規則					
	資金の管理	財務会計規則		財務課における危機管理体制		財務部財務課	
	資産の盗難・破損						
	名声に関わるリスク (不祥事・犯罪)	倫理	役員及び職員倫理規則			利益相反・責務相反マネージメント委員会	総務部人事課
			利益相反・責務相反マネージメントポリシー				学術研究部産学連携課
			利益相反・責務相反マネージメント委員会規則				
		ハラスメント	ハラスメント防止・対策に関するガイドライン			ハラスメント防止・対策委員会	総務部人事課
			ハラスメントの防止及び対策に関する規則				
			ハラスメント防止・対策委員会規則				
		研究上の不正	研究者倫理綱領			研究規範委員会	学術研究部研究推進課
			研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン				
		研究者の学術研究に係る不正行為に対する措置等に関する規則					
研究費の不正使用	公的研究費の不正防止に関する規則			不正防止対策室	財務部財務課		
会計上の不正	財務会計規則						
懲戒等	職員の懲戒等に関する規則				総務部人事課		
	教育研究評議会の行う審査に関する規則						
	職員懲戒審査委員会規則			職員懲戒審査委員会			

リスクの分類	発生要因別	国立大学法人山口大学の対応			対応全学委員会等	担当部署	
		規則	細則・要項・内規・申合せ	個別マニュアル等			
科学技術上のリスク (情報に関するもの)	学生等の国内外における事故	海外安全対策				学生支援部学生支援課	
	学生の課外活動中の事故	課外活動における事故防止ガイドライン					
	学生の不祥事・犯罪	学生懲戒規則			教授会		
	個人情報の漏えい	保有する個人情報の管理に関する規則					総務部総務課
		保有する特定個人情報保護に関する規則	特定個人情報保護安全管理細則				
		自己点検評価システムデータ取扱規則				評価委員会	大学評価室
		教育情報システムデータ取扱規則				教学委員会	学生支援部教育支援課
		医学部附属病院の保有する個人情報の管理に関する規則					医学部総務課
		保有個人情報の開示等の取扱いに関する規則	入学者選抜個人情報開示取扱要項 学生個人情報の本人開示に関する暫定申合せ				学生支援部入試課 学生支援部教育支援課
		職業紹介業務に係る個人情報適正管理規程					学生支援部学生支援課
	コンピュータ・ネットワークの障害	医学部附属病院診療情報開示規則					医学部総務課
		情報セキュリティポリシー				情報セキュリティ委員会	情報環境部情報推進課
		情報セキュリティ委員会規則					
	Webページ(ホームページ)に関するガイドライン				広報戦略委員会	総務部総務課広報室	
	その他	健康のリスク		感染症対策室設置要項			総務部人事課安全衛生対策室
雇用のリスク		職員の苦情相談の取扱いに関する規則				総務部人事課	
経営のリスク							
その他		反社会的勢力に対する基本方針					
	安全保障輸出管理規則					総務部総務課	

各 部 局 等 の 個 別 マ ニ ュ ア ル 等 一 覧

資料 5

部 局 名	マ ニ ュ ア ル 等 名	主 な 対 象	カ バ ー し て い る 危 機 内 容 等	備 考
学生支援部	課外活動における事故防止ガイドライン	課外活動を行うサークルの構成員	・火災、盗難、事故、個人情報漏えい	
	入試危機管理マニュアル	入試関係業務従事者	・地震、火災、停電、漏水、大雪、外部からの不審電話、不審者の侵入、爆破予告、暖房器具の故障、各試験教室ごとの避難場所・避難経路等	
	山口大学公開説明会(オープンキャンパス)危機管理	公開説明会関係業務従事者(学生を含む。)	・地震、火災、台風、大雨等の自然災害、人的要因危機(不審者の侵入等)、その他予測できない重大な危機、各学部ごとの避難場所・緊急連絡体制	
	共通教育安全衛生マニュアル	共通教育関係業務の教職員、学生	地震、火災、ガス漏れ、毒物の誤飲、薬品の付着等、有毒ガスの吸入、火傷、感電、生物材料の取扱い、電気・情報機器の取扱い、実験・実習中の事故、海外研修中の事故	共通教育用
	海外安全対策	海外渡航中の学生	盗難等	
	山口大学山口国際交流会館入居者の手引き	国際交流会館(吉田)入居者	火災、ガス漏れ、盗難、その他の非常事態	
	山口大学宇部国際交流会館入居者のしおり	国際交流会館(常盤)入居者	火災、ガス漏れ、盗難、その他の非常事態	
学術研究部	山口大学総合科学実験センター危機管理マニュアル	センター利用者、教職員	事件・事故(爆破予告・テロ・人身障害・資産破損)、火災・爆破、風水害、地震、情報・通信(個人情報・パソコンネットワーク)インフラ(電気・上下水道・ガス)、科学災害(放射線・遺伝子組換え生物・有害生物)、その他(盗難・紛失)	
情報環境部	山口大学埋蔵文化財資料館避難誘導マニュアル	埋蔵文化財資料館職員、情報環境部職員	・火災、ガス漏れ、建物崩壊の危険等	
	山口大学メディア基盤センター(吉田センター)避難誘導マニュアル	メディア基盤センター職員(吉田地区)	・火災、ガス漏れ、建物崩壊の危険等	
	メディア基盤センターISMSマニュアル	メディア基盤センター職員	・コンピュータ・ネットワークの障害、情報漏洩等	
	総合図書館緊急時対応マニュアル	総合図書館職員(吉田地区)	・火災、地震、盗難、停電、人身事故・急病、エレベーター故障	
総務部	総務課危機管理報道対応マニュアル	総務課職員		
	安全・衛生と健康のてびき	全学	火災予防及び消火、地震対策、電気事故予防、薬品の取扱い、その他安全衛生管理全般	
財務部	財務課における危機管理体制	財務課職員	・火災、停電、水漏れ、不法行為等による財産等への損害、盗難、防犯、交通事故の発生防止 ・発生時の契約警備会社及び守衛所との連絡体制	
人文学部	山口大学人文学部危機管理マニュアル[総合版]	人文学部の職員及び学生	・地震、火災・爆発等、台風、漏電、漏水、ガス漏れ、停電、盗難、不審者等の進入、入試・授業妨害、入試の出題及び合否判定ミス、実習中の事故、学内情報通信網の障害、学生の事件・事故	
教育学部	危機管理システム	教育学部附属山口小学校	・人身事故、災害(火災、地震、風水害等)、問題行動(反社会的行動、非社会的行動)、保健衛生、その他(苦情、脅迫、金品の盗難、一般的な危機等)	
	学校への不審者侵入時の危機管理マニュアル	教育学部附属山口中学校	・不審者の侵入、交通事故、その他の事故、災害	
	不審者が侵入した時の危機管理体制(マニュアル)	教育学部附属光小学校	・不審者侵入	
	管理下災害発生の場合の緊急体制	教育学部附属光中学校	・不審者の侵入、交通事故、その他の事故、災害	
	危機管理マニュアル	教育学部附属特別支援学校	・不審者の侵入、他校生徒とのトラブル、交通安全、体罰、校外活動、食中毒、薬毒物・金属等の異物混入事故、伝染病及び結核発生、防火防災、学校教育上のトラブル、学校近隣の住民とのトラブル	
	山口大学教育学部附属幼稚園危機管理マニュアル	教育学部附属幼稚園	・不審者侵入、火災、地震	

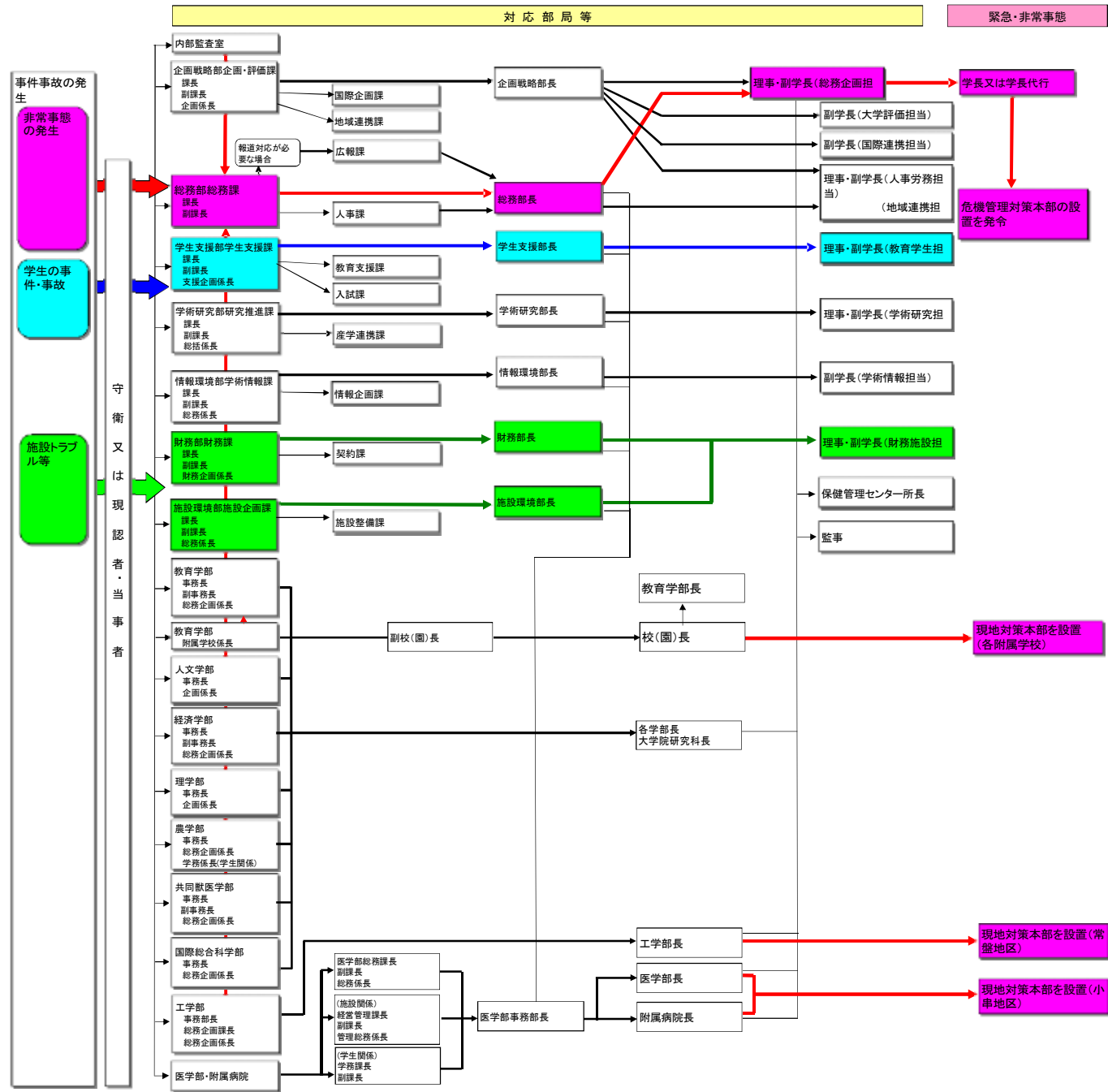
部局名	マニュアル等名	主な対象	カバーしている危機内容等	備考
経済学部	山口大学経済学部学生危機管理マニュアル[学生用]	経済学部の学生	・地震、火災・爆発等、台風、漏電、漏水、ガス漏れ、停電、盗難、不審者等の進入、入試・授業妨害、入試の出題及び可否判定ミス、実習中の事故、学内情報通信網の障害、学生の事件・事故	
	山口大学大学院東アジア研究科危機管理マニュアル[総合版]	東アジア研究科の職員及び大学院生	・地震、火災・爆発等、台風、漏電、漏水、ガス漏れ、停電、盗難、不審者等の進入、入試・授業妨害、入試の出題及び可否判定ミス、実習中の事故、学内情報通信網の障害、学生の事件・事故	
	山口大学大学院東アジア研究科危機管理マニュアル[学生版]	東アジア研究科の大学院生	・地震、火災・爆発等、台風、漏電、漏水、ガス漏れ、停電、盗難、不審者等の進入、実習中の事故、学内情報通信網の障害、学生の事件・事故	
理学部	山口大学理学部危機管理マニュアル[総合版]	理学部の職員及び学生	・地震、火災・爆発等、台風、漏電、漏水、ガス漏れ、停電、盗難、不審者等の進入、入試・授業妨害、入試の出題及び可否判定ミス、実習中の事故、学内情報通信網の障害、学生の事件・事故	
	山口大学理学部安全・環境マニュアル		・地震、火災、ガス漏れ、感電、漏電、機械操作上の危機、実験・実習中の事故(化学薬品等の取扱い・管理、生物材料の取扱い、電気・情報機器の取扱い、機械工作・重量物取扱い、特殊装置の取扱い、放射性物質の取扱い)、廃棄物処理等	
工学部	山口大学常盤地区危機管理マニュアル 第4版	常盤地区の職員及び学生 (工学部、理工学研究科(工)、MOT)	・地震、火災、風水害、爆発、環境汚染等、実験・実習中の事故、学生・教職員の事故、誘拐、テロ、爆破予告、学生・教職員の犯罪、遭難、入試ミス、住民からのクレーム、ハラスメント、その他対応を誤ると学部のイメージダウンにつながる事項 ・危機発生時の避難場所、緊急連絡体制、対応チェックリスト、任務分担表	
	(消防計画)		・火災	
	(山口大学常盤地区消防団団則)		・火災	
農学部	山口大学農学部危機対策要項	農学部の教職員及び学生	・地震、火災、風水害、その他人為的被害	入試における危機対応は除く
	山口大学農学部危機対策要項(概要)		・危機対策要項のフローチャート図	
医学部(附属病院を含む。)	爆破等、予期される危機の管理ワーキンググループ検討報告書	医学部・医学部附属病院の患者及び職員	・爆破予告、脅迫電話、不審者の侵入、台風、水害、停電	
	山口大学医学部附属病院 災害時の救急医療マニュアル		・震度5以上の地震、広域にわたる大火災、大規模な風水害、爆発・化学物質などによる事故等の破壊行為、大規模な交通機関(自動車、列車、航空機、船舶等)の事故 ・危機発生時のフローチャート図、班編成一覧、使用材料等の搬送・調達リスト、避難場所、負傷者等チェックリスト、緊急連絡網等	
	(山口大学小串地区消防計画)		・火災、震災、風水害、その他の災害	
	(山口大学小串地区自衛消防団団則)		・火災及び盗難その他の災害防止	
	山口大学医学部附属病院新型インフルエンザ対策マニュアル		・新型インフルエンザ	
	院内における暴言・暴力対応マニュアル		医療従事者	暴言・ハラスメント、脅迫・暴力行為・器物の破損、治療を要する傷害、重大な障害事件(死亡を含む。)
	院内における暴言・暴力対応マニュアルのガイドライン			

その他政府機関	新型インフルエンザ対策行動計画	新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議	
	新型インフルエンザ対策ガイドライン		
	新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画	文部科学省	

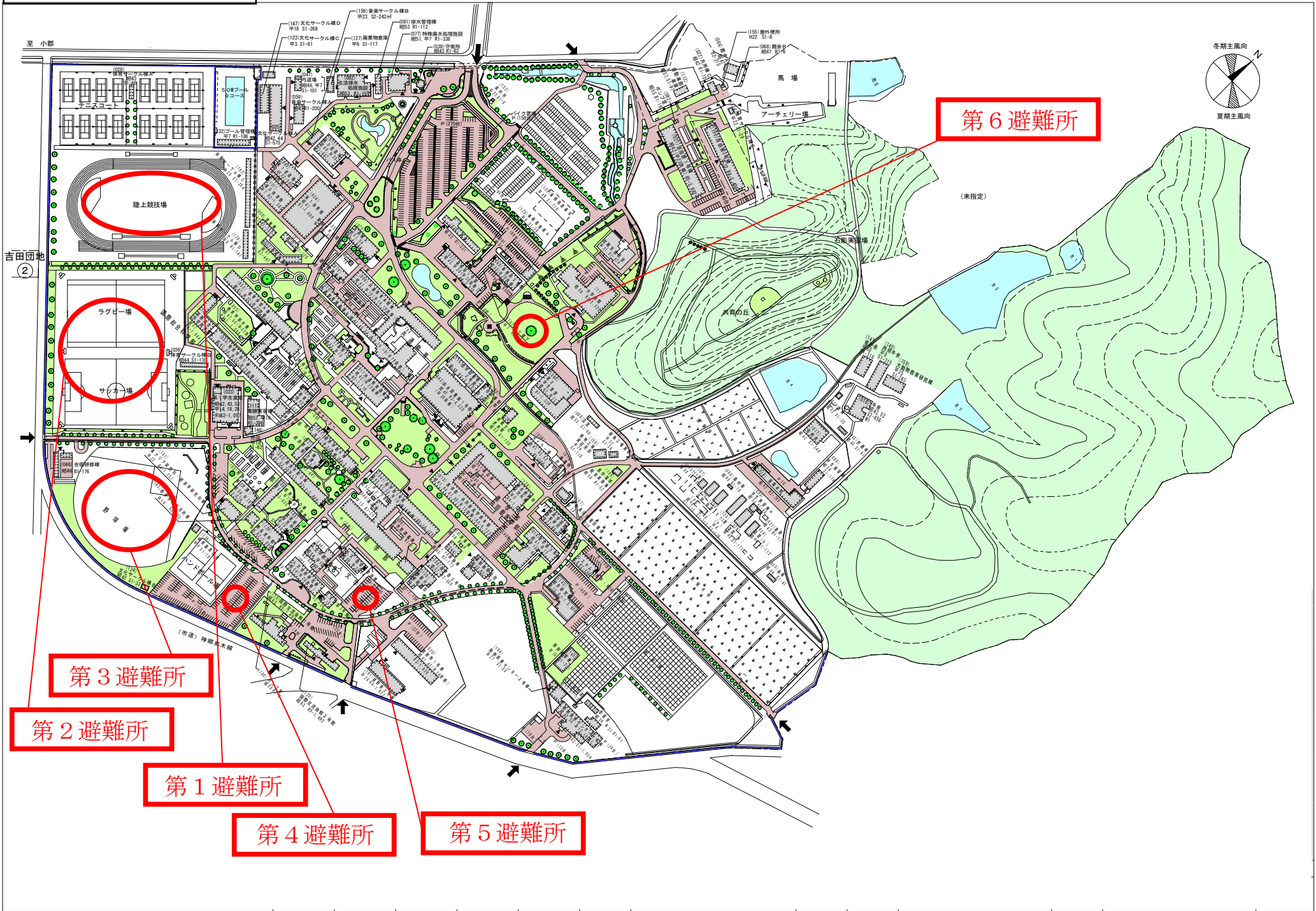
国立大学法人山口大学における時間外緊急連絡網

取扱注意

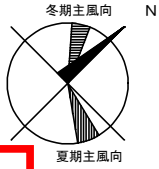
資料 6



<情報伝達のルール>
 1 → は、各部局等の情報連絡ルートを示し、→ は、必要に応じて関係部局等との連携を行うこととする。
 2 → → → は、基本的な対応ルートを示す。なお、現認者、当事者は、①所属の連絡ルートにしたがって連絡、②連絡を受けた各課長、室長(職務附加に係るものを除く。)、事務長は、当該連絡
 事象について、関係部局等に連絡するとともに、事態の事象が緊急かつ甚大であると判断する場合は、総務部総務課へ連絡するものとする。
 3 全学利用施設及び全学教育研究施設については担当部署が対応するものとする。
 4 現認者・当事者は、必要に応じて個々の判断により、状況の把握を行うとともに、処置を行うものとする。
 5 各部局等におけるその他関係者を含む情報連絡体制については、この表に関わらず、各々整備するものとする。



山口大学：小串キャンパス



第6避難所

第5避難所

第7避難所

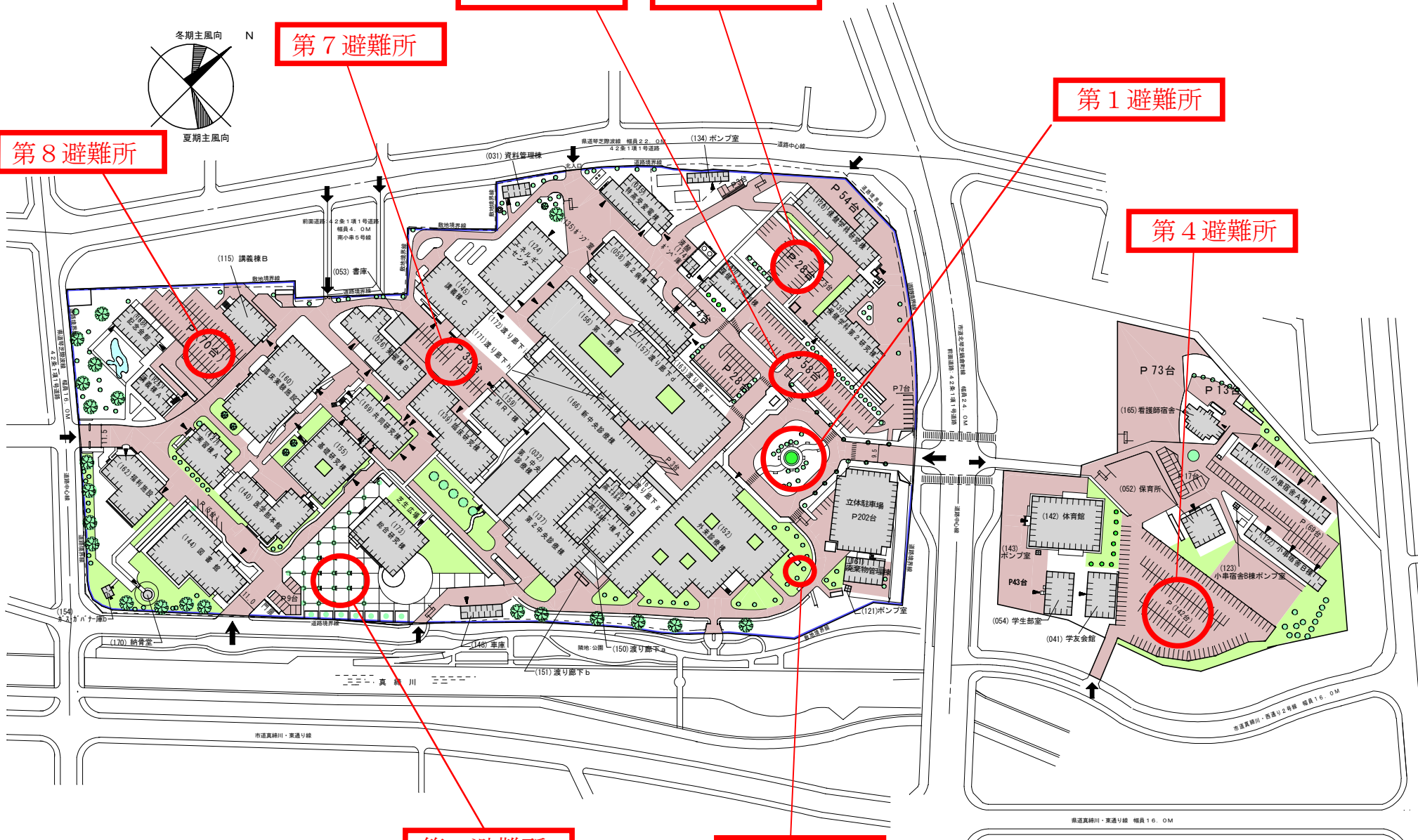
第1避難所

第8避難所

第4避難所

第3避難所

第2避難所



山口大学：常盤キャンパス

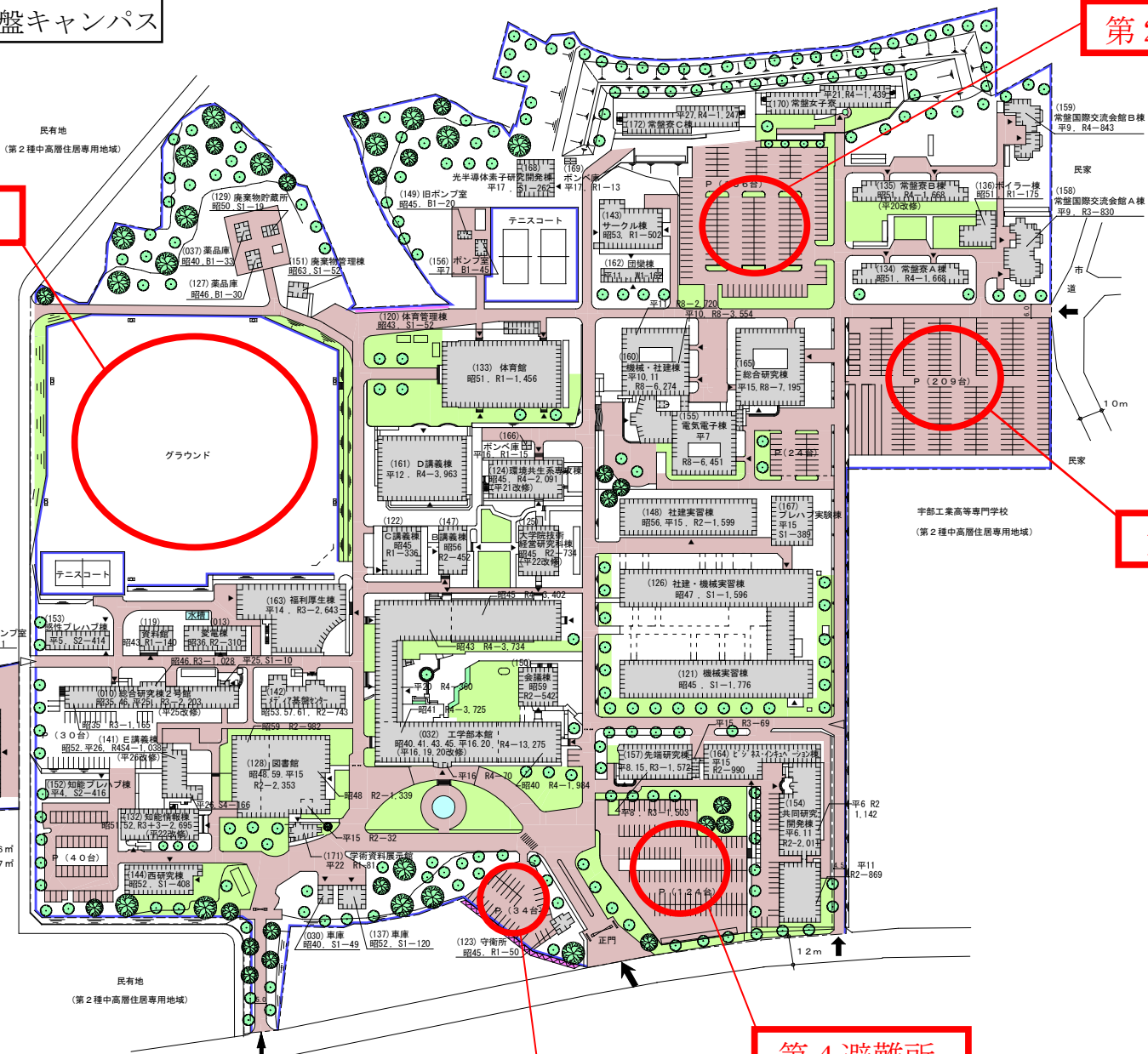
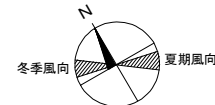
第2避難所

第1避難所

第3避難所

第5避難所

第4避難所

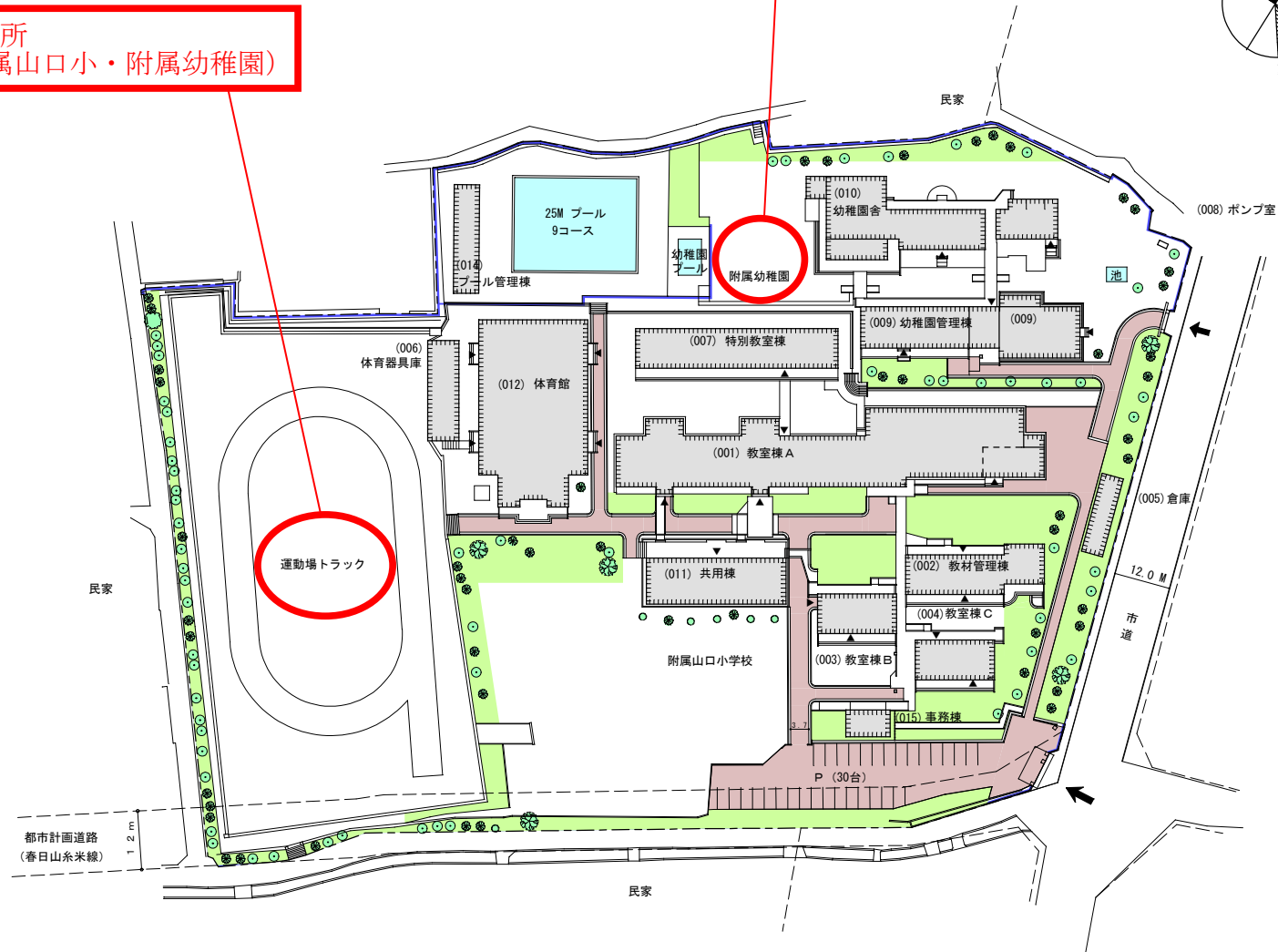
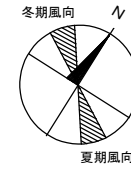


常盤職員宿舎敷地 2101.06㎡
他日田地尾山宿舎敷地 3179.17㎡

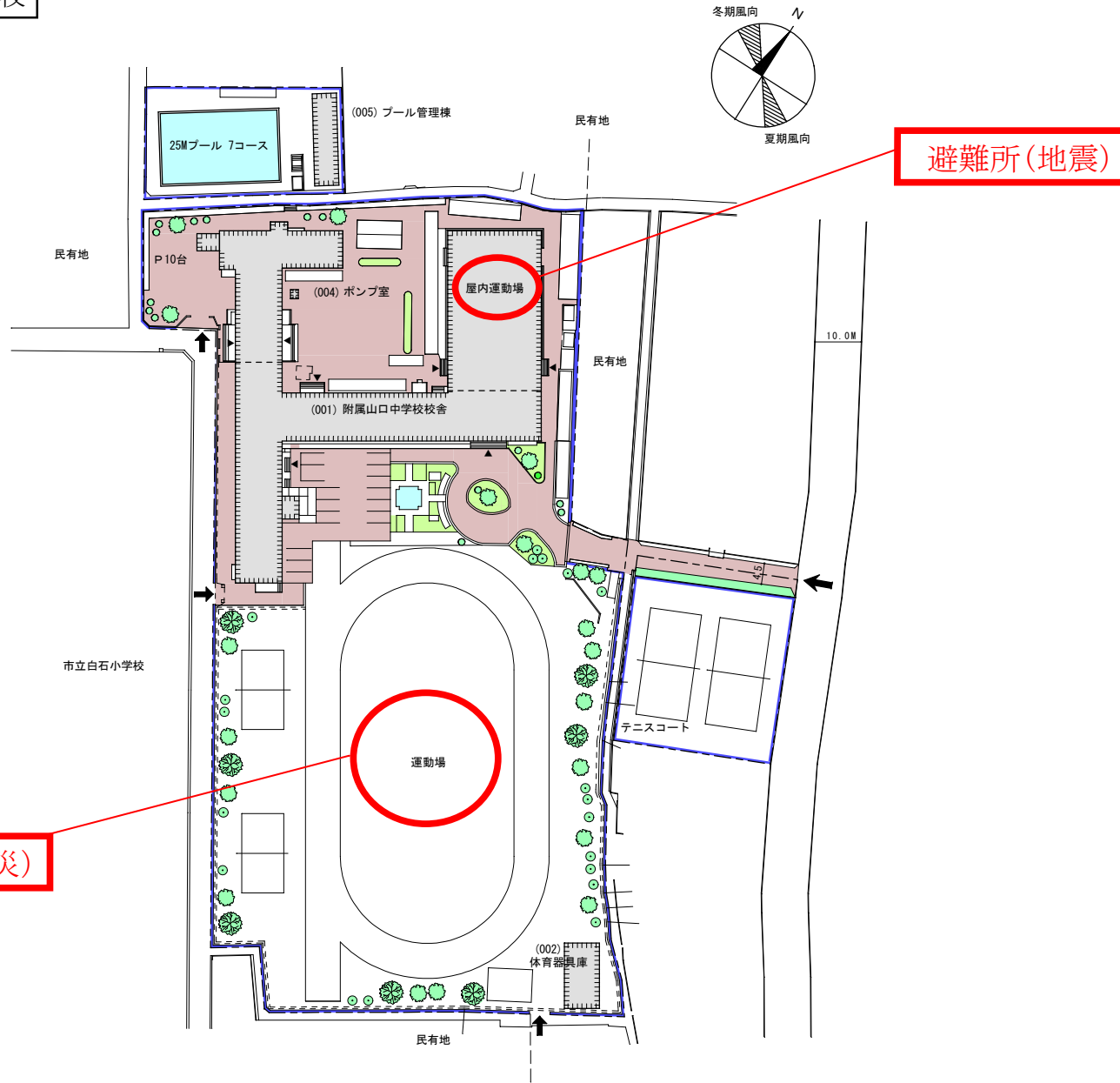
山口大学教育学部附属山口小学校・附属幼稚園

避難所(附属幼稚園)

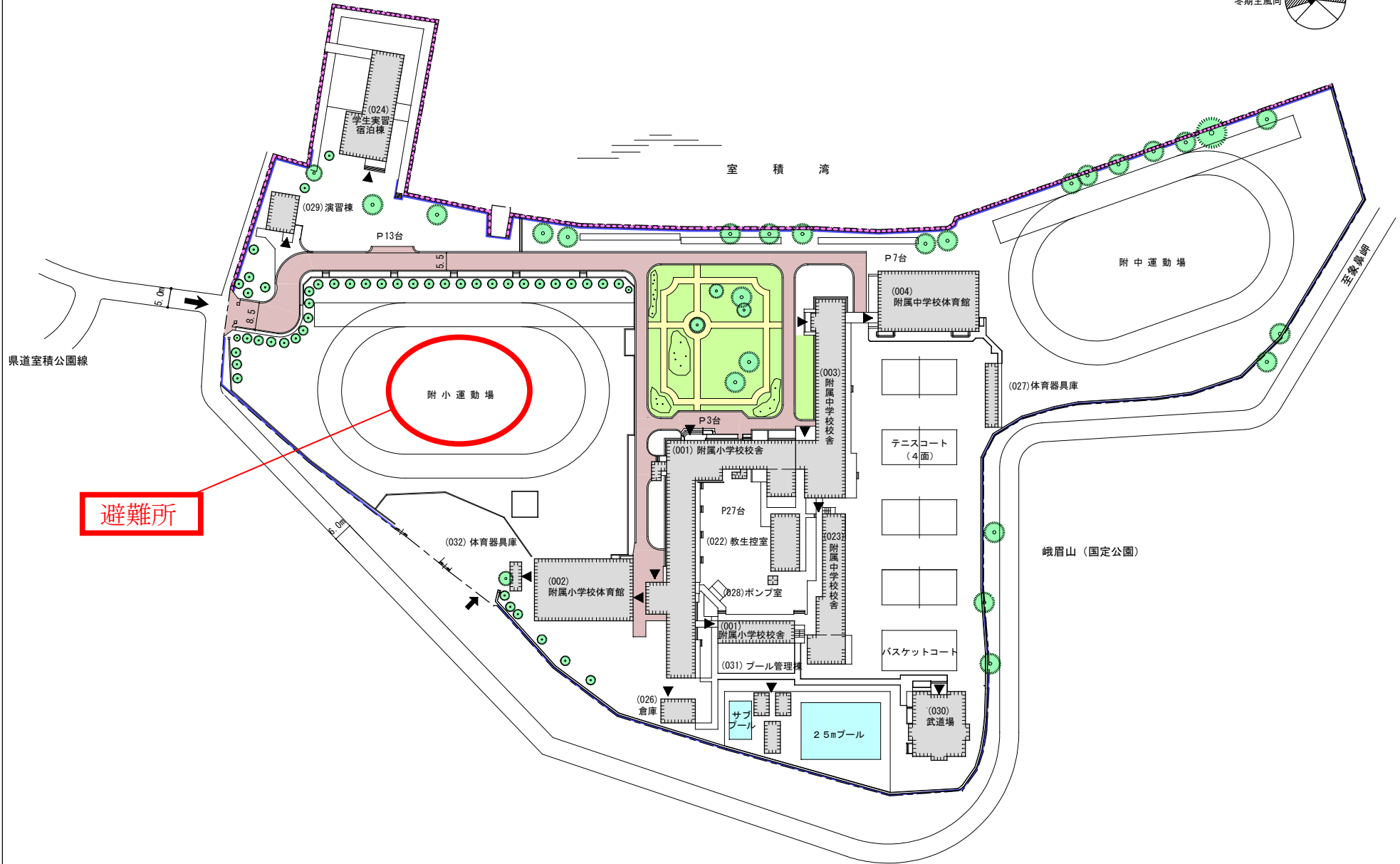
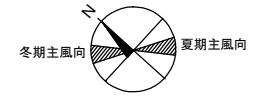
避難所
(附属山口小・附属幼稚園)



山口大学教育学部附属山口中学校



山口大学教育学部附属光小学校・附属光中学校

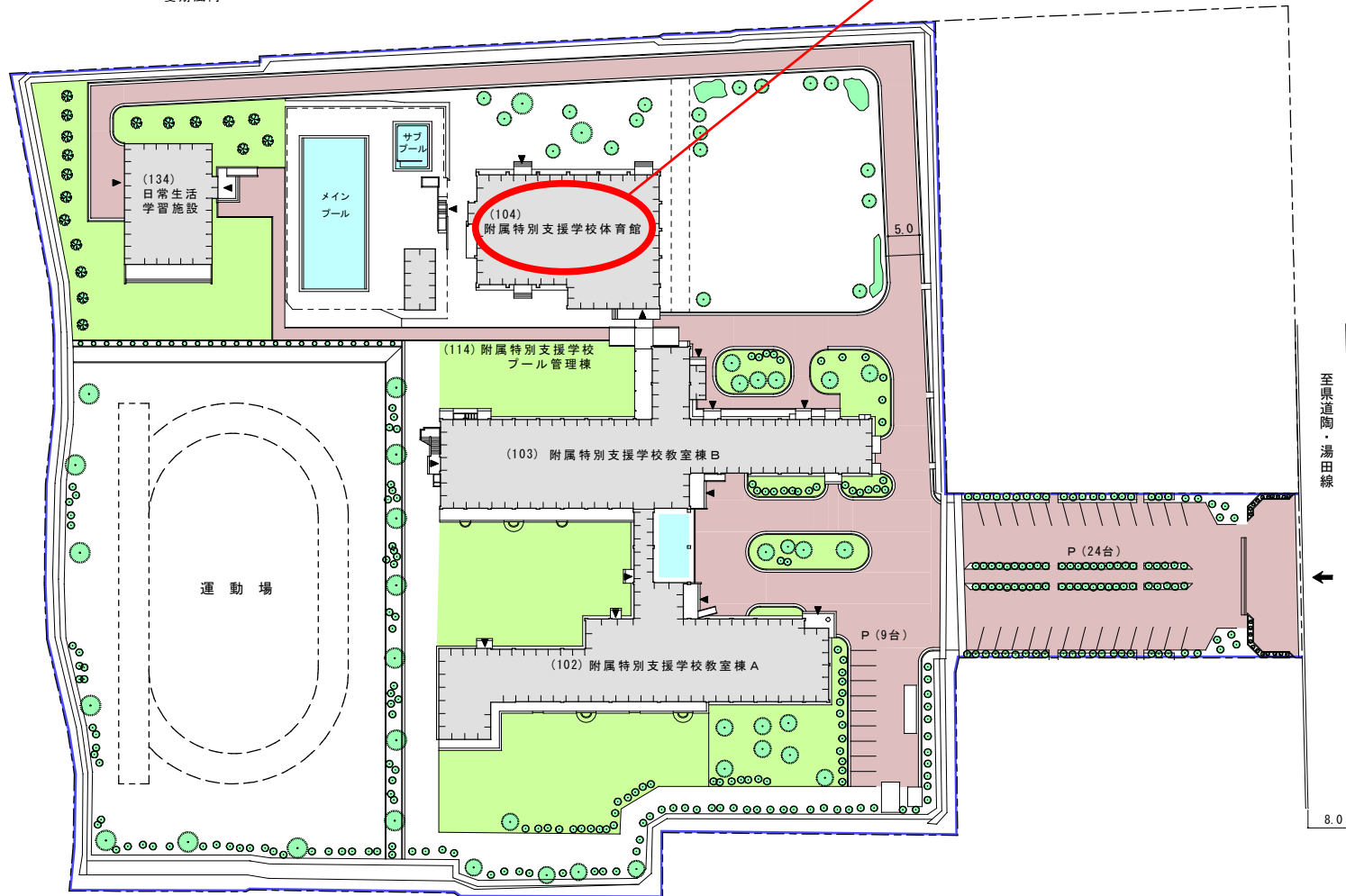


避難所

山口大学教育学部附属特別支援学校



避難所

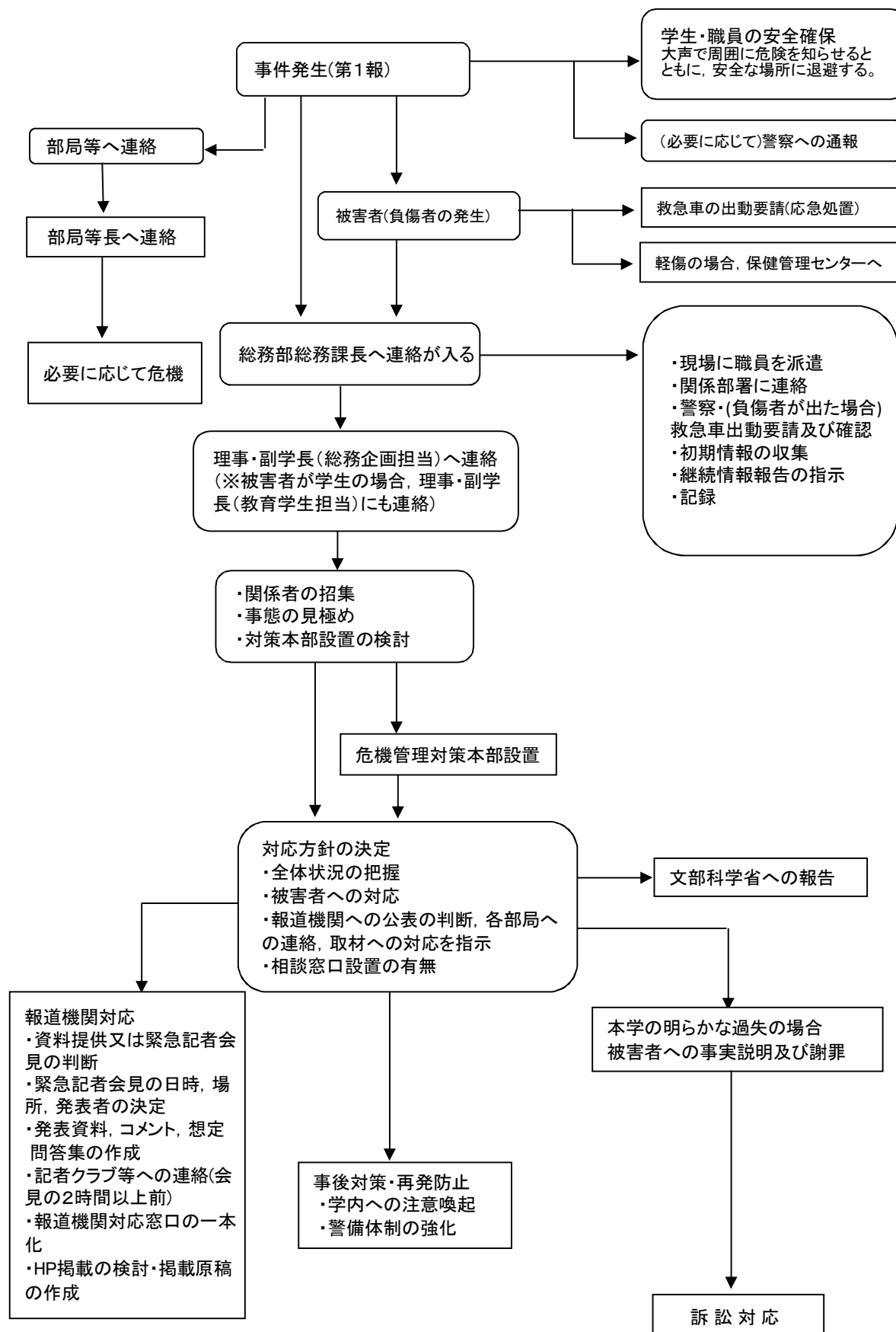


緊急時の関係機関連絡先一覧

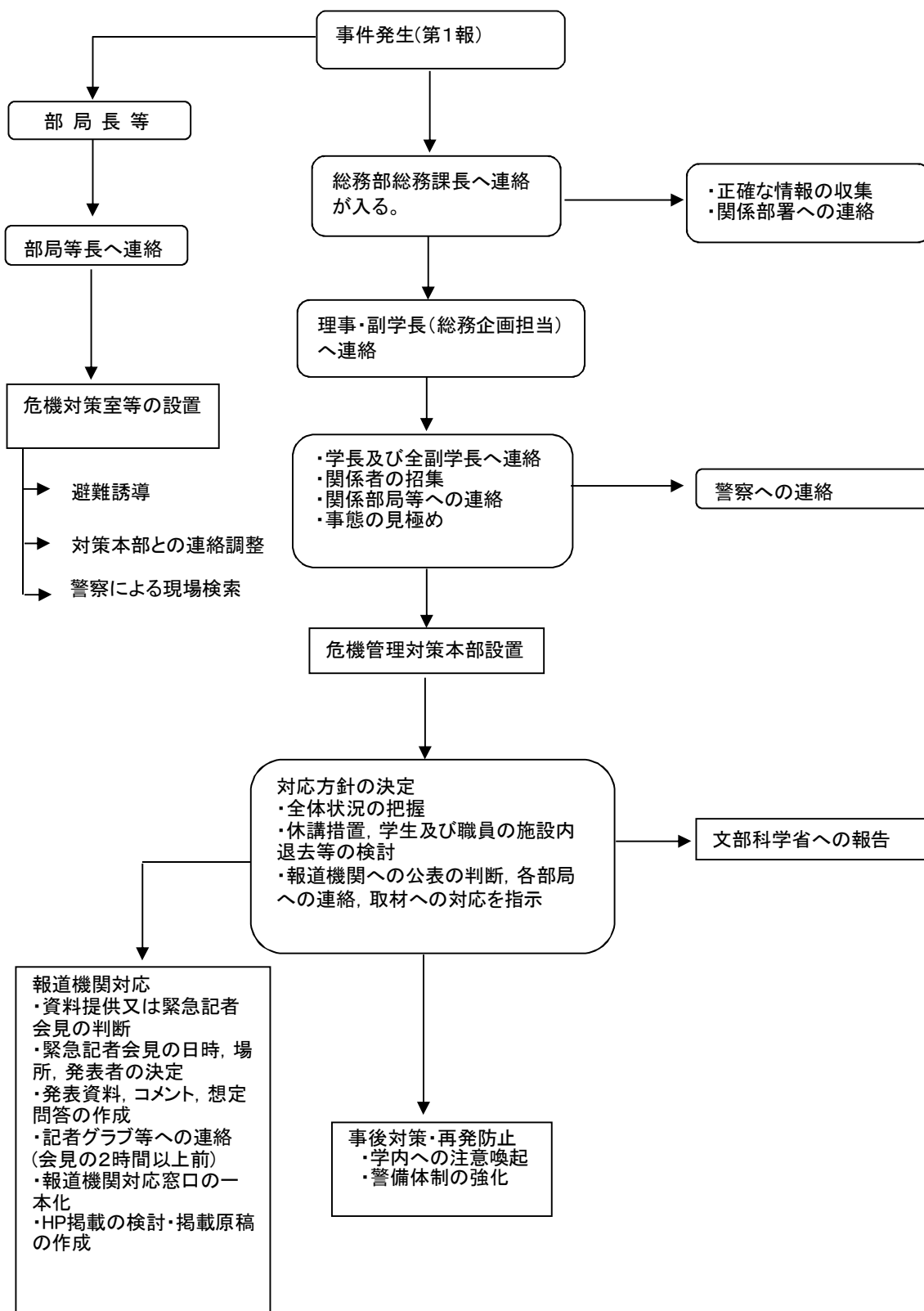
区分	機関名称		連絡先
吉田地区・白石地区			
国の機関	文部科学省	国立大学法人支援課	03-5253-4111
		文教施設部施設企画課	(大代表)
	労働基準監督署	山口労働基準監督署	083-922-1238
地方公共団体	山口県庁	防災危機管理課危機管理班	083-933-2370
	山口県教育委員会	学校安全・保健課学校安全班	083-933-4660
	山口市役所	防災危機管理課	083-934-2723
		山口市保健センター	083-921-2666
		山口市教育委員会	083-922-4111
警察署等	警察署	山口県警本部	083-933-0110
		山口警察署	083-924-0110
	消防署	山口市消防本部(中央消防署)	083-933-0119
報道関係	山口県教育庁記者クラブ		083-922-3111
ライフライン関係	中国電力	山口営業所	0120-612-907
	山口市水道整備課		083-933-6669
	山口合同ガス		0832-23-2115
	NTT西日本	山口支社	083-923-4281
	災害伝言ダイヤル		171
医療機関等	山口県医師会		083-922-2510
	日本赤十字山口県支部		083-922-0102
	災害拠点病院	日赤 山口赤十字病院	083-923-0111
小串・常盤キャンパス			
国の機関	文部科学省	医学教育課	03-5253-4111
		労働基準監督署	宇部労働基準監督署
	労働基準監督署	宇部労働基準監督署	0836-31-4500
地方公共団体	宇部市役所	総務部防災危機管理課	0836-34-8139
警察署等	警察署	宇部警察署	0836-22-0110
		消防署	宇部消防本部
	消防署	宇部消防本部	0836-21-6112
ライフライン関係	中国電力	宇部営業所	0120-613-270
	宇部市上下水道局		0836-21-2171
	山口合同ガス	宇部支店	0836-31-0141
光地区			
地方公共団体	光市	総務部総務課	0833-72-1400
		教育委員会	0833-74-3600
警察署等	警察署	光警察署	0833-72-0110
		室積派出所	0833-78-0003
	消防署	光消防署	0833-74-5600
その他		光青少年センター	0833-72-2245
		周南児童相談所	0834-21-0554

基本対応の流れ

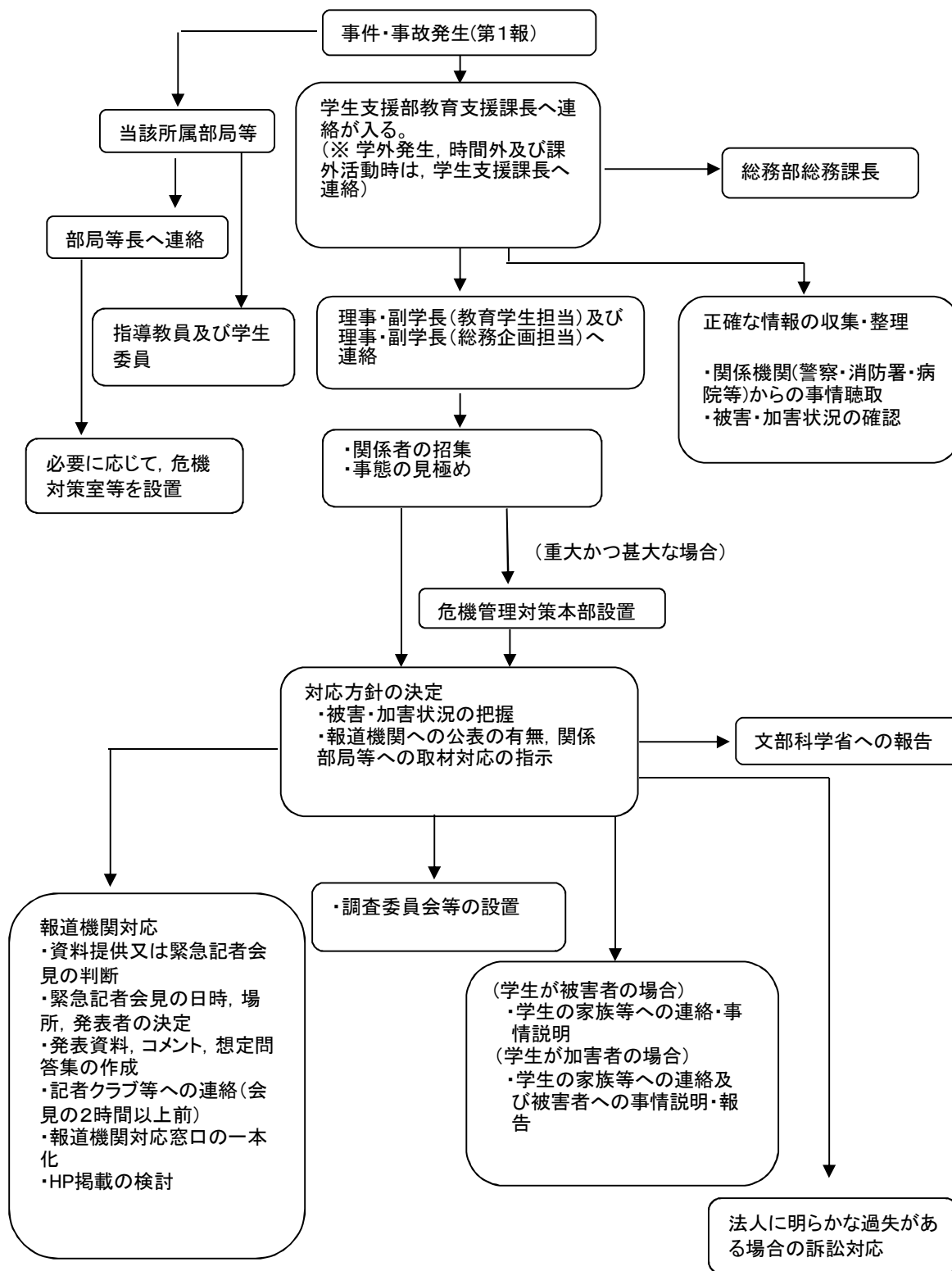
【1 不審者の侵入】



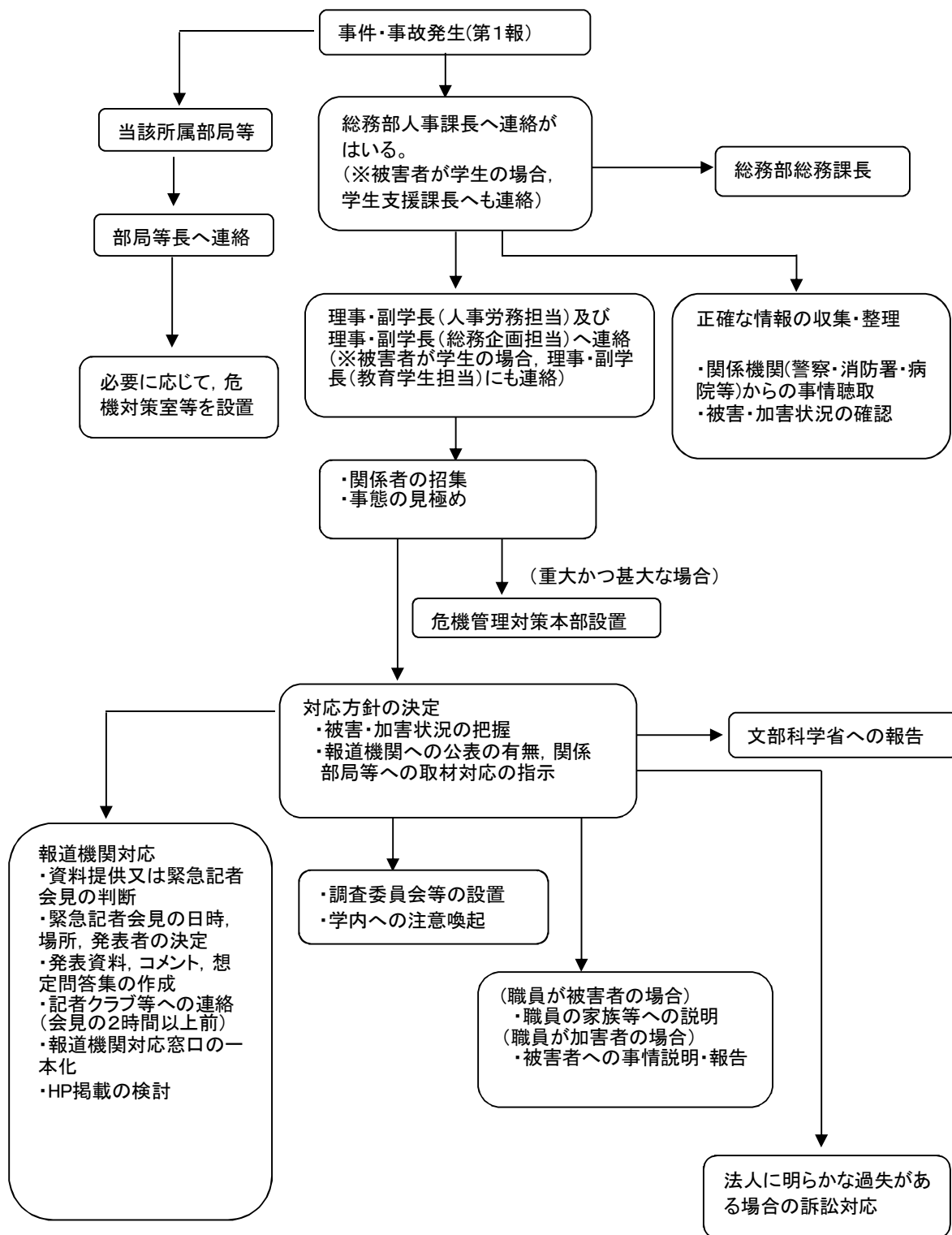
【2 電話等による爆破予告・威力業務妨害】



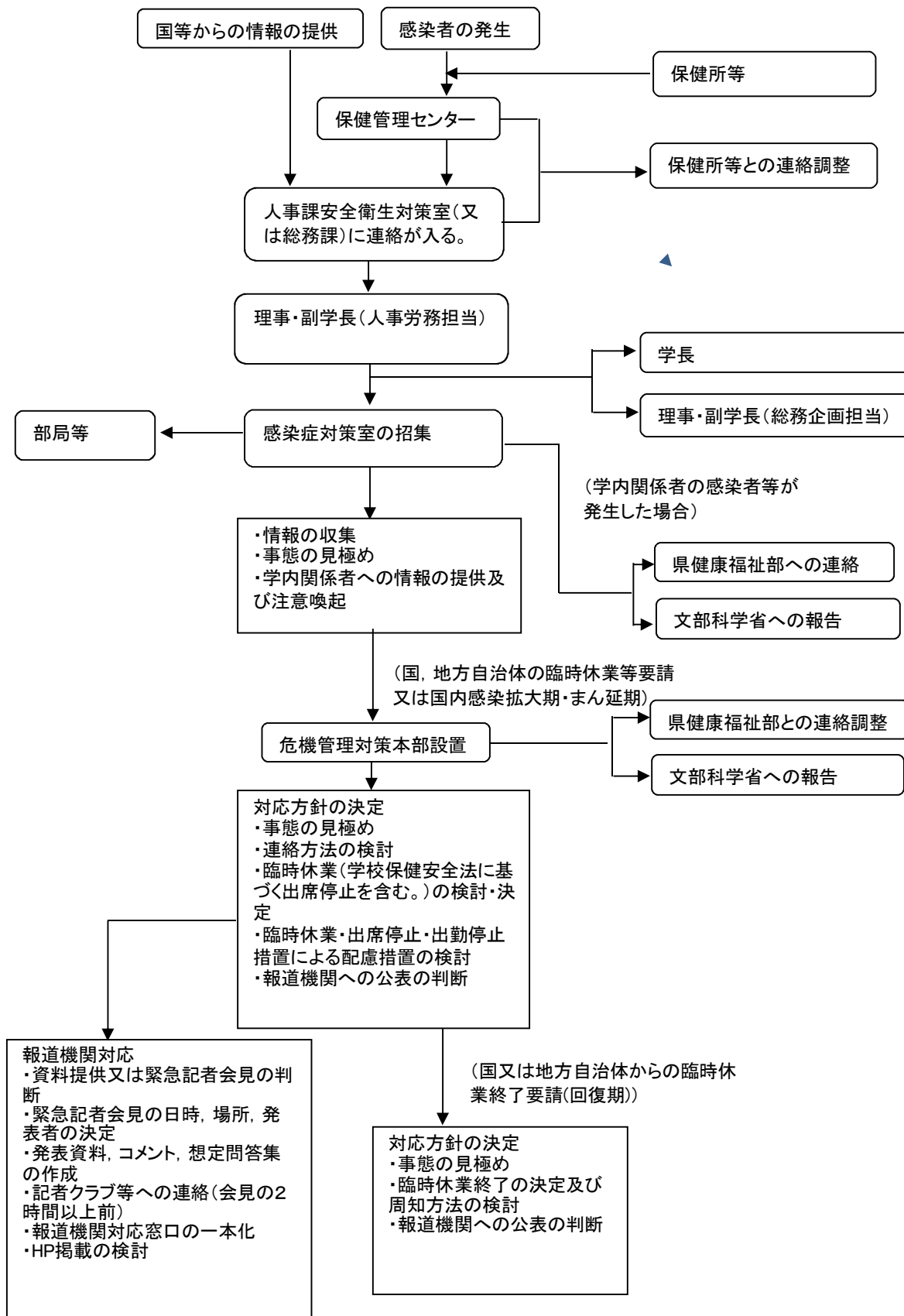
【3 学生に係わる事件・事故等】



【4 職員に係わる事件・事故等】



【5 新型インフルエンザの発生】



※注意1： 新型インフルエンザの具体的対処については、政府の対処方針及び「新型インフルエンザ対策に関する文部科学省行動計画」等に基づき、各段階における最新の情報及び指示に基づき対処策を検討する。

※注意2： 感染者又は濃厚接触者が風評により不当な扱いを受けないよう、情報管理には特に留意する。

山口市防災マップ (吉敷・平川・大歳)

資料 10

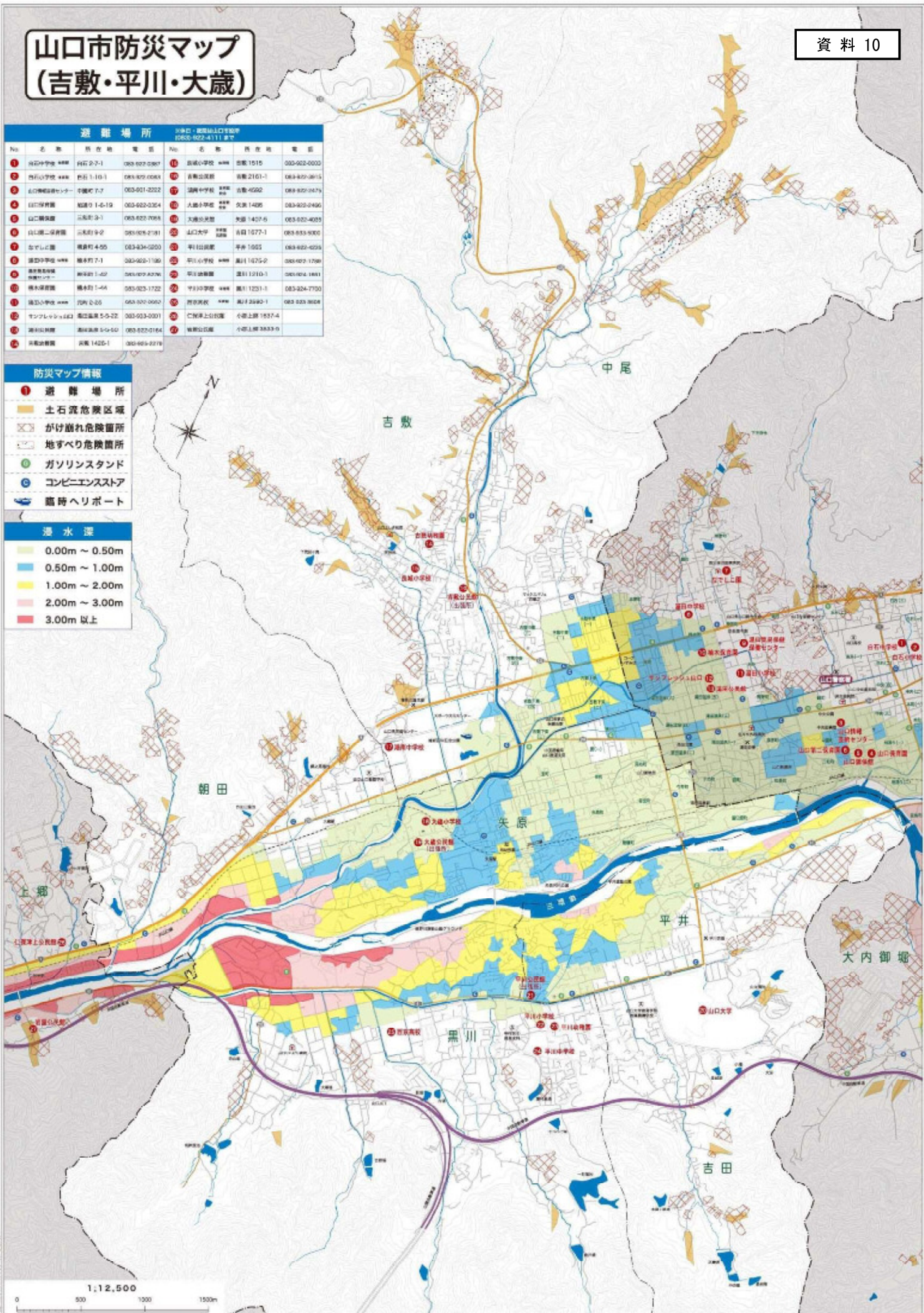
避難場所			※※※：避難所指定番号 1060-022-4111 まで		
No	名称	所在地	No	名称	所在地
1	南小中学校	南町 2-7-1	11	吉敷小中学校	吉敷 1515
2	西小中学校	西町 1-10-1	12	吉敷公民館	吉敷 2101-1
3	山口保健福祉センター	中歳町 7-7	13	清洲中学校	吉敷 4502
4	山口保健館	中歳町 1-6-19	14	大歳小中学校	大歳 1405
5	山口警察署	吉敷町 2-1	15	大歳公民館	大歳 1427-6
6	山口第二図書館	吉敷町 9-2	16	山口大学	吉敷 1077-1
7	なでしこ館	南郷町 4-55	17	平井公民館	平井 1005
8	清洲中学校	南郷町 7-1	18	平井小中学校	平井 1425-2
9	清洲公民館	南郷町 1-42	19	平井公民館	平井 1210-1
10	清洲保健館	南郷町 1-44	20	吉田中学校	吉田 1221-1
11	清洲小中学校	吉田 2-25	21	吉田公民館	吉田 2580-1
12	マツパレス山口市	吉田 5-5-22	22	吉田上公民館	吉田上郷 1637-4
13	山口警察署	吉田 5-4-50	23	吉田公民館	吉田上郷 3833-9
14	清洲警察署	大歳 1425-1			

防災マップ情報

- ① 避難場所
- 土石流危険区域
- ⊠ かけ崩れ危険箇所
- ⊞ 地すべり危険箇所
- ガソリンスタンド
- コンビニエンスストア
- ☁ 臨時ヘリポート

浸水深

- 0.00m ~ 0.50m
- 0.50m ~ 1.00m
- 1.00m ~ 2.00m
- 2.00m ~ 3.00m
- 3.00m 以上



山口市防災マップ

『宇部市防災マップ 琴芝校区(住所別)』

この防災マップは、宇部市消防本部が作成したもので、住所別に防災に関する情報を提供しています。最新の情報は、宇部市消防本部のホームページをご覧ください。



1:5,000

50 m

平成17年3月 宇部市

